

令和 6 年 5 月

飯田市議会第 2 回定例会議案

令和 6 年飯田市議会第 2 回定例会議案目次

(5 月 21 日 提出 分)

報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯田市一般会計補正予算（第 11 号））
報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第 1 号））
報告第 8 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第 9 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第 10 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第 11 号	飯田市国民保護計画の変更について
報告第 12 号	権利の放棄について（補助金の返還金に係る債権）
報告第 13 号	権利の放棄について（病院料金に係る債権）
報告第 14 号	権利の放棄について（水道料金に係る債権）
報告第 15 号	権利の放棄について（奨学金の貸付金に係る債権）
報告第 16 号	令和 5 年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 17 号	令和 5 年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 18 号	令和 5 年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 19 号	令和 5 年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 20 号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第 21 号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について
報告第 22 号	一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について

議案第47号	公平委員会の委員の選任について
議案第48号	飯田市中央財産区管理委員の選任について
議案第49号	飯田市野底財産区管理委員の選任について
議案第50号	飯田市東野財産区管理委員の選任について
議案第51号	飯田市千代財産区管理委員の選任について
議案第52号	飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について
議案第53号	飯田市鼎財産区管理委員の選任について
議案第54号	飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	飯田市野底山森林公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	飯田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	土地の取得について
議案第63号	財産の取得について
議案第64号	令和6年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案
議案第65号	令和6年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第66号	令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第6号 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市税条例の一部を改正する条例

飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第3号中「（平成10年法律第7号）」を削り、同条第4項中「によつて」を「により」に、「ものは」を「者は」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「及び第2項の規定によつて」を「の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第91条第6項中「第6項から第8項まで」を「第7項から第9項まで」に改める。

第139条の3第2項中「によつて、」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」とい

う。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては「第3期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては「第4期納期」という。)においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税

- に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。))に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期

及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第15項を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、

同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定

による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の7第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の9第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の9第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の10第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の10第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の改正規定、第91条第6項の改正規定、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯田市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可

能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐 藤 健

記

専決第 7 号 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年3月31日専決

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯田市都市計画税条例（昭和32年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第9項及び第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16項中「附則第8項、第9項」を「附則第9項」に改める。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯田市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第43号）の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 21 日 報告

飯田市長 佐 藤 健

記

専決第 4 号 令和 5 年度飯田市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度飯田市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,699,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月29日専決

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
2 地方譲与税	
	1 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税
	4 森林環境譲与税
3 利子割交付金	
	1 利子割交付金
4 配当割交付金	
	1 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金	
	1 株式等譲渡所得割交付金
6 法人事業税交付金	
	1 法人事業税交付金
7 地方消費税交付金	
	1 地方消費税交付金
8 自動車税環境性能割交付金	
	1 自動車税環境性能割交付金
9 地方特例交付金	
	1 地方特例交付金
	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
10 地方交付税	
	1 地方交付税
11 交通安全対策特別交付金	
	1 交通安全対策特別交付金
12 分担金及び負担金	
	1 分担金
	2 負担金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
497,000	15,638	512,638
109,000	3,271	112,271
327,000	11,469	338,469
61,000	898	61,898
3,000	935	3,935
3,000	935	3,935
71,000	1,131	72,131
71,000	1,131	72,131
37,000	34,817	71,817
37,000	34,817	71,817
276,000	△25,220	250,780
276,000	△25,220	250,780
2,903,000	△268,920	2,634,080
2,903,000	△268,920	2,634,080
42,000	△2,773	39,227
42,000	△2,773	39,227
122,000	1,766	123,766
86,000	△439	85,561
36,000	2,205	38,205
12,203,149	280,660	12,483,809
12,203,149	280,660	12,483,809
11,000	△1,343	9,657
11,000	△1,343	9,657
265,798	△15,290	250,508
27,137	△15,311	11,826
238,661	21	238,682

款	項
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
16 財産収入	
	1 財産運用収入
	2 財産売却収入
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	3 貸付金元利収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,261,543	△264,461	9,997,082
5,697,531	△153,988	5,543,543
4,546,110	△110,473	4,435,637
3,680,913	△13,045	3,667,868
2,096,521	△11,292	2,085,229
1,331,314	△1,753	1,329,561
273,593	△173,265	100,328
38,315	418	38,733
235,278	△173,683	61,595
507,842	△6,020	501,822
507,842	△6,020	501,822
2,277,136	△357,100	1,920,036
2,227,453	△357,100	1,870,353
629,404	8,340	637,744
629,404	8,340	637,744
2,305,219	35,342	2,340,561
1,541,718	70	1,541,788
581,005	35,272	616,277
5,356,500	△149,000	5,207,500
5,356,500	△149,000	5,207,500
55,597,208	△897,808	54,699,400

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費
12 公債費	
	1 公債費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,136,785	△232,592	6,904,193
6,365,208	△232,592	6,132,616
18,805,912	△220,500	18,585,412
9,679,477	△108,381	9,571,096
8,002,461	△112,119	7,890,342
5,972,819	△96,210	5,876,609
4,677,832	△45,000	4,632,832
1,294,987	△51,210	1,243,777
2,704,406	6,565	2,710,971
2,704,406	6,565	2,710,971
5,344,632	△131,780	5,212,852
2,733,449	△131,780	2,601,669
4,864,685	△17,800	4,846,885
464,607	0	464,607
993,542	△14,900	978,642
743,306	△2,900	740,406
2,291,823	△201,274	2,090,549
270,130	△74,256	195,874
2,006,920	△127,018	1,879,902
5,017,492	△13,145	5,004,347
5,017,492	△13,145	5,004,347
119,134	8,928	128,062
119,134	8,928	128,062
55,597,208	△897,808	54,699,400

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	保健施設管理費	千円 16,000
8 土木費	4 都市計画費	公園改修事業	14,839
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業施設等単独災害復旧事業	2,647

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	リニア推進事業	千円 36,364	千円 36,464
		リニア駅周辺整備事業	834,475	813,406
		リニア用地取得事業	8,500	6,740
		物価高騰対策生活支援金事業	241,444	87,617
3 民生費	1 社会福祉費	ともに未来を支え合うパートナーづくり事業	7,017	15,367
		原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業	298,177	299,461
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防接種事業	1,563	1,065
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	32,000	16,100
		排水路防災対策整備事業	88,000	87,600
		農業施設長寿命化事業	60,900	69,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	道整備交付金事業	279,963	224,711
		社会資本整備総合交付金事業（道路整備）	50,000	59,700

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	千円 154,980	千円 160,711
		防災対策避難路整備事業	41,000	28,664
		市道改良事業	70,056	56,061
		道路自然災害防止事業	30,000	28,441
		生活関連道路整備事業	1,300	3,839
		道路メンテナンス事業	120,548	87,253
	3 河川費	河川自然災害防止事業	28,370	16,049
		排水路整備事業	7,000	6,083
9 消防費	1 消防費	消防体制強化整備事業	22,075	19,261
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業	30,900	10,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復旧事業	394,717	375,000
		土木施設単独災害復旧事業	51,000	50,400
		公共土木施設災害関連事業	50,638	70,000
	4 観光施設災害復旧費	観光施設災害復旧費	14,773	9,973

3 廃止

款	項	事業名	金額	備考
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園管理費	千円 2,605	年度内に事業が完了
8 土木費	3 河川費	河川維持補修事業	1,900	年度内に事業が完了
		河川改修事業（単独）	1,100	事業の見直し

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
交通体系整備事業費	千円 47,900	千円 44,000
老人福祉施設整備事業費	34,100	34,400
観光施設整備事業費	101,500	105,100
道路橋りょう整備事業費	1,104,800	1,058,800
教員住宅等管理事業費	5,700	7,700
補助災害復旧事業費	717,400	666,000
単独災害復旧事業費	386,800	343,200
臨時財政対策債	210,000	200,000
計	5,356,500	5,207,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税	497,000	15,638	512,638
3 利子割交付金	3,000	935	3,935
4 配当割交付金	71,000	1,131	72,131
5 株式等譲渡所得割交付金	37,000	34,817	71,817
6 法人事業税交付金	276,000	△25,220	250,780
7 地方消費税交付金	2,903,000	△268,920	2,634,080
8 自動車税環境性能割交付金	42,000	△2,773	39,227
9 地方特例交付金	122,000	1,766	123,766
10 地方交付税	12,203,149	280,660	12,483,809
11 交通安全対策特別交付金	11,000	△1,343	9,657
12 分担金及び負担金	265,798	△15,290	250,508
14 国庫支出金	10,261,543	△264,461	9,997,082
15 県支出金	3,680,913	△13,045	3,667,868
16 財産収入	273,593	△173,265	100,328
17 寄附金	507,842	△6,020	501,822
18 繰入金	2,277,136	△357,100	1,920,036
19 繰越金	629,404	8,340	637,744
20 諸収入	2,305,219	35,342	2,340,561
21 市債	5,356,500	△149,000	5,207,500
歳 入 合 計	55,597,208	△897,808	54,699,400

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,136,785	△232,592	6,904,193
3 民生費	18,805,912	△220,500	18,585,412
4 衛生費	5,972,819	△96,210	5,876,609
7 商工費	2,704,406	6,565	2,710,971
8 土木費	5,344,632	△131,780	5,212,852
10 教育費	4,864,685	△17,800	4,846,885
11 災害復旧費	2,291,823	△201,274	2,090,549
12 公債費	5,017,492	△13,145	5,004,347
13 諸支出金	119,134	8,928	128,062
歳 出 合 計	55,597,208	△897,808	54,699,400

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	△3,900	△183,866	△44,826
△120,002	300	91	△100,889
			△96,210
△17,573	3,600	23,117	△2,579
△63,673	△46,000		△22,107
	2,000		△19,800
△76,258	△95,000	△15,311	△14,705
			△13,145
		9,030	△102
△277,506	△139,000	△166,939	△314,363

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税
(項) 1 地方揮発油譲与税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	497,000	15,638	512,638
1 地方揮発油譲与税	109,000	3,271	112,271
1 地方揮発油譲与税	109,000	3,271	112,271
2 自動車重量譲与税	327,000	11,469	338,469
1 自動車重量譲与税	327,000	11,469	338,469
4 森林環境譲与税	61,000	898	61,898
1 森林環境譲与税	61,000	898	61,898
3 利子割交付金	3,000	935	3,935
1 利子割交付金	3,000	935	3,935
1 利子割交付金	3,000	935	3,935
4 配当割交付金	71,000	1,131	72,131
1 配当割交付金	71,000	1,131	72,131
1 配当割交付金	71,000	1,131	72,131
5 株式等譲渡所得割交付金	37,000	34,817	71,817
1 株式等譲渡所得割交付金	37,000	34,817	71,817
1 株式等譲渡所得割交付金	37,000	34,817	71,817
6 法人事業税交付金	276,000	△25,220	250,780
1 法人事業税交付金	276,000	△25,220	250,780
1 法人事業税交付金	276,000	△25,220	250,780
7 地方消費税交付金	2,903,000	△268,920	2,634,080
1 地方消費税交付金	2,903,000	△268,920	2,634,080
1 地方消費税交付金	2,903,000	△268,920	2,634,080
8 自動車税環境性能割交付金	42,000	△2,773	39,227
1 自動車税環境性能割交付金	42,000	△2,773	39,227
1 自動車税環境性能割交付金	42,000	△2,773	39,227
9 地方特例交付金	122,000	1,766	123,766

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	3,271	地方揮発油譲与税 3,271
1 自動車重量譲与税	11,469	自動車重量譲与税 11,469
1 森林環境譲与税	898	森林環境譲与税 898
1 利子割交付金	935	利子割交付金 935
1 配当割交付金	1,131	配当割交付金 1,131
1 株式等譲渡所得割交付金	34,817	株式等譲渡所得割交付金 34,817
1 法人事業税交付金	△25,220	法人事業税交付金 △25,220
1 地方消費税交付金	△268,920	地方消費税交付金 △268,920
1 自動車税環境性能割交付金	△2,773	自動車税環境性能割交付金 △2,773

(款) 9 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
9	1 地方特例交付金	86,000	△439	85,561
	1 地方特例交付金	86,000	△439	85,561
	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	36,000	2,205	38,205
	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	36,000	2,205	38,205
10 地方交付税		12,203,149	280,660	12,483,809
1 地方交付税		12,203,149	280,660	12,483,809
1 地方交付税		12,203,149	280,660	12,483,809
11 交通安全対策特別交付金		11,000	△1,343	9,657
1 交通安全対策特別交付金		11,000	△1,343	9,657
1 交通安全対策特別交付金		11,000	△1,343	9,657
12 分担金及び負担金		265,798	△15,290	250,508
1 分担金		27,137	△15,311	11,826
11 災害復旧費分担金		27,080	△15,311	11,769
2 負担金		238,661	21	238,682
3 民生費負担金		196,646	21	196,667
14 国庫支出金		10,261,543	△264,461	9,997,082
1 国庫負担金		5,697,531	△153,988	5,543,543
3 民生費国庫負担金		4,579,761	△70,634	4,509,127
11 災害復旧費負担金		899,552	△83,354	816,198
2 国庫補助金		4,546,110	△110,473	4,435,637
2 総務費国庫補助金		2,689,734	△60,789	2,628,945

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	△439	地方特例交付金 △439
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,205	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 2,205
1 地方交付税	280,660	特別交付税 280,660
1 交通安全対策特別交付金	△1,343	交通安全対策特別交付金 △1,343
1 農林災害復旧費分担金	△15,311	農地補助災害復旧事業分担金 △4,631 農地単独災害復旧事業分担金 △10,680
7 医療給付費負担金	21	未熟児養育医療費負担金 21
7 医療給付費負担金	42	未熟児養育医療費負担金 42
22 児童措置費負担金	△57,934	児童手当負担金 △57,934
23 ひとり親家庭福祉費負担金	△12,742	児童扶養手当給付負担金 △12,742
21 公共土木施設災害復旧費負担金	△83,354	公共土木施設災害復旧事業負担金 △83,354
9 企画費補助金	△60,789	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 16,818 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △77,607

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
14	2	3 民生費国庫補助金	572,471	2,500	574,971
		8 土木費国庫補助金	672,947	△63,673	609,274
		11 災害復旧費国庫補助金	35,000	11,489	46,489
15 県支出金			3,680,913	△13,045	3,667,868
1 県負担金			2,096,521	△11,292	2,085,229
3 民生費県負担金			1,881,428	△11,292	1,870,136
2 県補助金			1,331,314	△1,753	1,329,561
3 民生費県補助金			873,412	2,640	876,052
11 災害復旧費県補助金			44,300	△4,393	39,907
16 財産収入			273,593	△173,265	100,328
1 財産運用収入			38,315	418	38,733
3 基金運用収入			24,786	418	25,204
2 財産売却収入			235,278	△173,683	61,595

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金	2,500	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費補助金	2,500
23 道路新設改良費補助金	△63,479	社会資本整備総合交付金（道路整備）	△35,000
		交通安全対策補助金	△28,479
24 橋りょう維持費補助金	△194	道路メンテナンス事業補助金	△194
21 公共土木施設災害復旧費補助金	11,489	公共土木施設災害復旧事業査定設計委託補助金	11,489
7 医療給付費負担金	21	未熟児養育医療費負担金	21
22 児童措置費負担金	△11,313	児童手当負担金	△11,313
1 社会福祉総務費補助金	4,000	地域少子化対策重点推進交付金	4,000
7 医療費給付費補助金	2,709	乳幼児医療費給付事業補助金	2,709
35 価格高騰特別対策支援事業補助金	△4,069	価格高騰特別対策支援事業事務費補助金	△2,649
		価格高騰特別対策支援事業事業費補助金	△1,420
1 農業施設等災害復旧費補助金	△4,393	農地補助災害復旧事業補助金	△4,393
2 基金利子	418	財政調整基金利子	222
		減債基金利子	27
		公共施設等整備基金利子	53
		天竜川周辺環境整備基金利子	1
		リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金利子	19
		森林経営管理基金利子	47
		中山間地域振興基金利子	49

(款) 16 財産収入
(項) 2 財産売払収入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
16	2	1 不動産売払収入	235,278	△173,814	61,464
		2 生産物売払収入	0	131	131
17 寄附金			507,842	△6,020	501,822
1 寄附金			507,842	△6,020	501,822
2 総務費寄附金			463,500	△20,000	443,500
3 民生費寄附金			18,984	5,000	23,984
4 衛生費寄附金			0	2,000	2,000
7 商工費寄附金			15,000	5,480	20,480
10 教育費寄附金			6,438	1,500	7,938
18 繰入金			2,277,136	△357,100	1,920,036
2 基金繰入金			2,227,453	△357,100	1,870,353
1 基金繰入金			2,227,453	△357,100	1,870,353
19 繰越金			629,404	8,340	637,744
1 繰越金			629,404	8,340	637,744
1 繰越金			629,404	8,340	637,744
20 諸収入			2,305,219	35,342	2,340,561
3 貸付金元利収入			1,541,718	70	1,541,788
3 民生費貸付金元利収入			2,168	70	2,238
5 雑入			581,005	35,272	616,277
1 雑入			581,005	35,272	616,277
21 市債			5,356,500	△149,000	5,207,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 土地売却収入	△173,814	土地売却収入（リニア用地）	△173,814
1 生産物売却収入	131	生産物売却収入	131
9 企画費寄附金	△20,000	ふるさと寄附金	△20,000
1 社会福祉総務費寄附金	5,000	社会福祉施設整備基金寄附金 鋤柄義氏から	5,000 5,000
5 環境保全費寄附金	2,000	環境保全寄附金 匿名者から	2,000 2,000
5 工業振興費寄附金	5,480	工業振興寄附金 みなみ信州農業協同組合から 白子建築設計事務所から 飯伊森林組合から 企業版ふるさと納税	5,480 30 50 100 5,300
53 文化財保護費寄附金	1,500	文化財保護寄附金 株式会社妹島和世建築設計事務所から	1,500 1,500
1 財政調整基金繰入金	△350,000	財政調整基金繰入金	△350,000
2 特定目的基金繰入金	△7,100	地域振興基金繰入金	△7,100
1 純繰越金	8,340	純繰越金	8,340
1 福祉医療費貸付金元利収入	70	福祉医療費貸付金回収金	70
7 商工費雑入	35,272	商業観光課雑入	35,272

(款) 21 市債
(項) 1 市債

款 項 目		補正前の額	補正額	計
21	1 市債	5,356,500	△149,000	5,207,500
	2 総務債	827,800	△3,900	823,900
	3 民生債	293,900	300	294,200
	7 商工債	118,100	3,600	121,700
	8 土木債	1,432,700	△46,000	1,386,700
	10 教育債	747,700	2,000	749,700
	11 災害復旧債	1,135,700	△95,000	1,040,700
	16 臨時財政対策債	210,000	△10,000	200,000
歳 入 合 計		55,597,208	△897,808	54,699,400

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 企画事業債	△3,900	過疎対策事業債	△3,900
4 老人福祉施設整備事業債	300	公共施設等適正管理推進事業債	△8,700
		緊急防災・減災事業債	9,000
4 観光施設整備事業債	3,600	過疎対策事業債	3,500
		地域活性化事業債	100
23 道路新設改良事業債	△52,400	公共事業等債	△52,400
24 橋りょう維持事業債	6,400	公共事業等債	6,400
3 教員住宅等管理事業債	2,000	公共施設等適正管理推進事業債	2,000
1 農業施設等災害復旧債	△39,900	現年発生補助災害復旧事業債	△28,300
		現年発生単独災害復旧事業債	△11,600
21 公共土木施設災害復旧債	△55,100	現年発生補助災害復旧事業債	△23,100
		現年発生単独災害復旧事業債	△32,000
1 臨時財政対策債	△10,000	臨時財政対策債	△10,000

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,136,785	△232,592	6,904,193		△3,900	△183,866	△44,826
1 総務管理費	6,365,208	△232,592	6,132,616		△3,900	△183,866	△44,826
9 企画費	606,940	△38,000	568,940		△3,900	△27,100	△7,000
						△20,000	△7,000
				(寄)ふるさと寄附金			△20,000
					△3,900	△7,100	0
				(繰)地域振興基金繰入金			△7,100
				(市)過疎対策事業債			△3,900
13 情報管理費	413,905	△30,984	382,921				△30,984
							△30,984
17 リニア推進事業費	2,007,585	△163,608	1,843,977			△156,766	△6,842
						19	0
				(財)リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金利子			19
						△156,785	△6,842
				(財)土地売却収入(リニア用地)			△156,785
3 民生費	18,805,912	△220,500	18,585,412	△120,002	300	91	△100,889
1 社会福祉費	9,679,477	△108,381	9,571,096	△40,513	300	91	△68,259
1 社会福祉総務費	534,996	6,000	540,996	4,000			2,000
				4,000			2,000
				(県)地域少子化対策重点推進交付金			4,000
4 老人福祉費	2,708,734	0	2,708,734		300		△300
					300		△300
				(市)公共施設等適正管理推進事業債			△8,700
				(市)緊急防災・減災事業債			9,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△27,000	11特別事業費 △27,000 22ふるさと飯田応援隊募集事業費 △27,000
18 負担金補助及び交付金	△11,000	7 報償費 △27,000 賞品及び記念品代 △27,000
		15交通体系整備事業費 △11,000 01市民バス等運行業務費 △11,000 18 負担金補助及び交付金 △11,000 一般乗合旅客自動車運送事業補助金 △11,000
27 繰出金	△30,984	11地域情報化推進事業費 △30,984 04ケーブルテレビ放送事業特別会計繰出金 △30,984 27 繰出金 △30,984 ケーブルテレビ放送事業特別会計繰出金 △30,984
14 工事請負費	△6,842	10リニア推進事業費 △163,608 03リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金積立金 19
16 公有財産購入費	△156,785	24 積立金 19 基金利子積立金 19
24 積立金	19	07リニア代替地整備事業費 △163,627 14 工事請負費 △6,842 宅地造成工事費 △6,842 16 公有財産購入費 △156,785 事業用地買収費 △156,785
18 負担金補助及び交付金	6,000	14地域福祉推進事業費 6,000 14ともに未来を支え合うパートナーづくり事業費 6,000 18 負担金補助及び交付金 6,000 結婚新生活支援事業補助金 6,000
		10老人福祉一般経費 01老人福祉一般経費 財源内訳補正

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
						特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	1	7 医療費給付費	2,175,910	9,627	2,185,537	2,772		91	6,764	
						2,709			6,742	
						(県)乳幼児医療費給付事業補助金			2,709	
								70	0	
						(諸)福祉医療費貸付金回収金			70	
						63		21	22	
		(分)未熟児養育医療費負担金			21					
		(国)未熟児養育医療費負担金			42					
		(県)未熟児養育医療費負担金			21					
	9 重層的支援体制整備事業費	558,642	1,622	560,264				1,622		
								812		
								810		
12 原油価格・物価高騰対策支援事業費	1,309,206	△125,630	1,183,576	△47,285			△78,345			
				△2,420			620			
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			△905			
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			△1,221			
				(県)価格高騰特別対策支援事業事務費補助金			△294			
				△44,865			△78,965			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	1,700	14子ども医療費給付事業費 9,451 01子ども医療費給付事業費 9,451
19 扶助費	7,857	11 役務費 1,700 手数料 1,700 19 扶助費 7,751 子ども医療費給付金 7,751
20 貸付金	70	16福祉医療費貸付金事業費 70 01福祉医療費貸付金事業費 70 20 貸付金 70 貸付金 70
		22未熟児養育医療費給付事業費 106 01未熟児養育医療費給付事業費 106 19 扶助費 106 未熟児養育医療費給付金 106
22 償還金利子及び割引料	1,622	11包括的相談支援事業費 812 01生活困窮者自立支援事業費 812 22 償還金利子及び割引料 812 過年度国庫支出金精算返還金 812
		13地域づくりに向けた支援事業費 810 03地域介護予防活動支援事業費 810 22 償還金利子及び割引料 810 過年度国庫支出金精算返還金 534 過年度県支出金精算返還金 276
1 報酬	△823	01人件費 △1,800 03会計年度任用職員人件費 △1,800
3 職員手当等	△109	1 報酬 △823 報酬（パートタイム） △823
4 共済費	△806	3 職員手当等 △109 時間外勤務手当 △109
8 旅費	△62	4 共済費 △806 市町村共済負担金 △408
10 需用費	△503	社会保険料 △386 雇用保険料 △12
11 役務費	△2,279	8 旅費 △62 費用弁償（パートタイム） △62
12 委託料	△9,883	
13 使用料及び賃借料	△7,455	10原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 △123,830 01原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 △123,830 10 需用費 △503

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地 方 債	
3	1	12				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	35,296	
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△76,386	
						(県)価格高騰特別対策支援事業事務費補助金	△2,355	
						(県)価格高騰特別対策支援事業事業費補助金	△1,420	
		2 児童福祉費	8,002,461	△112,119	7,890,342	△79,489		△32,630
		1 児童福祉総務費	127,838	4,169	132,007			4,169
								4,169
		2 児童措置費	1,499,626	△80,560	1,419,066	△69,247		△11,313
						△69,247		△11,313
						(国)児童手当負担金	△57,934	
						(県)児童手当負担金	△11,313	
		3 ひとり親家庭福祉費	408,612	△38,228	370,384	△12,742		△25,486
						△12,742		△25,486
						(国)児童扶養手当給付負担金	△12,742	
		13 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	155,071	2,500	157,571	2,500		0
						2,500		0
						(国)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業費補助金	2,500	
		4 衛生費	5,972,819	△96,210	5,876,609			△96,210
		1 保健衛生費	4,677,832	△45,000	4,632,832			△45,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	△103,710	消耗品費 △265 印刷製本費 △238 11 役務費 △2,279 通信運搬費 △2,019 手数料 △260 12 委託料 △9,883 システム改修業務委託料 △2,190 情報処理業務委託料 △826 デザイン等業務委託料 △50 受付業務委託料 △4,669 通知印刷封入業務委託料 △2,148 13 使用料及び賃借料 △7,455 事務用機器借上料 △7,370 駐車場借上料 △85 18 負担金補助及び交付金 △103,710 原油価格・物価高騰対策生活応援給付金 △103,710	
22 償還金利子及び割引料	4,169	10 児童福祉一般経費 4,169 01 児童福祉一般経費 4,169 22 償還金利子及び割引料 4,169 過年度国庫支出金精算返還金 4,169	
19 扶助費	△80,560	15 児童手当費 △80,560 01 児童手当費 △80,560 19 扶助費 △80,560 児童手当 △80,560	
19 扶助費	△38,228	14 児童扶養手当費 △38,228 02 児童扶養手当費 △38,228 19 扶助費 △38,228 児童扶養手当 △38,228	
18 負担金補助及び交付金	2,500	11 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 2,500 01 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 2,500 18 負担金補助及び交付金 2,500 子育て世帯生活支援特別給付金 2,500	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	1	2 母子保健事業費	577,233	△45,000	532,233				△45,000
									△45,000
	2 清掃費	1 清掃総務費	304,623	△51,210	253,413				△51,210
									△51,210
									△14,000
									△37,210
7 商工費		2,704,406	6,565	2,710,971	△17,573	3,600	23,117	△2,579	
1 商工費	4 観光費	449,752	△16,552	433,200	△17,573	3,600	23,117	△2,579	
5 工業振興費	379,038	5,480	384,518			5,480	0		
						5,480	0		
						5,480			
6 まちづくり推進費		49,634	17,637	67,271			17,637	0	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△45,000	14予防接種事業費 △45,000 01予防接種事業費 △45,000 12 委託料 △45,000 予防接種委託料 △45,000
12 委託料	△51,210	10リサイクル推進費 △51,210 01ごみ減量対策費 △14,000 12 委託料 △14,000 焼却灰処理業務委託料 △14,000 02容器包装等リサイクル事業費 △37,210 12 委託料 △37,210 リサイクル回収処理業務委託料 △37,210
12 委託料	1,021	10観光事業費 △17,573 16緊急経済対策事業費 △17,573 18 負担金補助及び交付金 △17,573 観光客おもてなし環境整備費補助金 △17,573
18 負担金補助及び交付金	△17,573	11観光施設整備事業費 01観光施設整備事業費 財源内訳補正 14天龍峡まちづくり支援事業費 1,021 06天龍峡活性化事業費 1,021 12 委託料 1,021 保全業務委託料 1,021 20遠山郷観光振興費 08道の駅遠山郷施設管理費 財源内訳補正
18 負担金補助及び交付金	5,480	10工業振興一般経費 5,480 16次世代を担う産業人材育成事業費 5,480 18 負担金補助及び交付金 5,480 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 5,300 コンソーシアム広域連合負担金 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 180 コンソーシアム負担金

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地 方 債	
7	1	6						17,637 0
						(諸)商業観光課雑入		17,637
8	土木費		5,344,632	△131,780	5,212,852	△63,673	△46,000	△22,107
	2	道路橋りょう費	2,733,449	△131,780	2,601,669	△63,673	△46,000	△22,107
	3	道路新設改良費	1,327,184	△131,780	1,195,404	△63,479	△52,400	△15,901
						△35,000	△31,500	△3,500
						(国)社会資本整備総合交付金（道路整備）		△35,000
						(市)公共事業等債		△31,500
						△28,479	△20,900	△2,401
						(国)交通安全対策補助金		△28,479
						(市)公共事業等債		△20,900
								△10,000
	4	橋りょう維持費	289,874	0	289,874	△194	6,400	△6,206
						△194	6,400	△6,206
						(国)道路メンテナンス事業補助金		△194
						(市)公共事業等債		6,400
10	教育費		4,864,685	△17,800	4,846,885		2,000	△19,800
	1	教育総務費	464,607	0	464,607		2,000	△2,000
	3	教職員住宅等管理費	13,169	0	13,169		2,000	△2,000
							2,000	△2,000
						(市)公共施設等適正管理推進事業債		2,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	17,637	13中心市街地総合再生等事業費 17,637 14中心市街地活性化推進事業費 17,637 22 償還金利子及び割引料 17,637 過年度国庫支出金精算返還金 17,637
12 委託料	△27,358	11道路改良事業費（補助） △121,780 12社会資本整備総合交付金事業費（道路整備） △70,000
14 工事請負費	△28,260	12 委託料 △10,000 測量調査業務等委託料 △10,000
16 公有財産購入費	△9,472	14 工事請負費 △30,000 道路改良工事費 △30,000
21 補償補填及び賠償金	△66,690	16 公有財産購入費 △15,000 事業用地買収費 △15,000 21 補償補填及び賠償金 △15,000 物件移転等補償費 △15,000
		15交通安全対策補助事業費（通学路緊急対策） △51,780 12 委託料 △7,358 測量調査等業務委託料 △7,358
		14 工事請負費 1,740 道路改良工事費 1,740
		16 公有財産購入費 5,528 事業用地買収費 5,528
		21 補償補填及び賠償金 △51,690 立木建物等補償費 △51,690
		12道路改良事業費（単独） △10,000 06市道改良事業費 △10,000 12 委託料 △10,000 測量調査業務等委託料 △10,000
		10橋りょう補修事業費 02道路メンテナンス事業費 財源内訳補正
		10施設管理費 01教職員住宅維持管理事業費 財源内訳補正

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源			一般財源				
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
10	2 小学校費	993,542	△14,900	978,642				△14,900				
	2 小学校教育振興費	467,663	△14,900	452,763				△14,900				
								△14,900				
	3 中学校費	743,306	△2,900	740,406				△2,900				
	2 中学校教育振興費	344,414	△2,900	341,514				△2,900				
							△2,900					
11 災害復旧費		2,291,823	△201,274	2,090,549	△76,258	△95,000	△15,311	△14,705				
	1 農林水産施設災害復旧費	270,130	△74,256	195,874	△4,393	△39,900	△15,311	△14,652				
					1 農業施設等災害復旧費	88,000	△39,806	48,194	△4,393	△28,300	△4,631	△2,482
									△4,393	△28,300	△4,631	△2,482
									(分)農地補助災害復旧事業分担金 (県)農地補助災害復旧事業補助金 (市)現年発生補助災害復旧事業債			△4,631
	10 農林単独災害復旧事業費	182,130	△34,450	147,680		△11,600	△10,680	△12,170				
						△11,600	△10,680	△12,170				
					(分)農地単独災害復旧事業分担金 (市)現年発生単独災害復旧事業債			△10,680				
					(分)農地補助災害復旧事業負担金 (国)公共土木施設災害復旧事業査定設計委託補助金			△83,354 11,489				
	2 公共土木施設災害復旧費	2,006,920	△127,018	1,879,902	△71,865	△55,100		△53				
	1 公共土木施設災害復旧費	1,631,952	△95,018	1,536,934	△71,865	△23,100		△53				
△71,865					△23,100		△53					

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	△14,900	13情報視聴覚教育費 △14,900 01情報通信技術活用教育推進事業費 △14,900 13 使用料及び賃借料 △14,900 事務用機器等使用料 △14,900
13 使用料及び賃借料	△2,900	13情報視聴覚教育費 △2,900 01情報通信技術活用教育推進事業費 △2,900 13 使用料及び賃借料 △2,900 事務用機器等使用料 △2,900
12 委託料	5,537	10農地補助災害復旧事業費 △39,806 01現年発生農地補助災害復旧事業費 △39,806 12 委託料 5,537 測量調査等業務委託料 5,537
14 工事請負費	△45,343	14 工事請負費 △45,343 災害復旧工事費 △45,343
14 工事請負費	△34,450	10農業施設等単独災害復旧事業費 △34,450 01農業施設等単独災害復旧事業費 △34,450 14 工事請負費 △34,450 災害復旧工事費 △34,450
14 工事請負費	△95,018	10現年発生土木施設補助災害復旧事業費 △95,018 01土木施設補助災害復旧事業費 △95,018 14 工事請負費 △95,018 災害復旧工事費 △95,018

(款) 11 災害復旧費
(項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目				計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11	2	1			(市)現年発生補助災害復旧事業債			△23,100
		10 土木施設単独災害復旧事業費	304,968	△32,000	272,968		△32,000	0
						△32,000		0
					(市)現年発生単独災害復旧事業債			△32,000
12	公債費		5,017,492	△13,145	5,004,347			△13,145
	1	公債費	5,017,492	△13,145	5,004,347			△13,145
		1 元金	4,887,084	15,900	4,902,984			15,900
								15,900
		2 利子	130,408	△29,045	101,363			△29,045
								△29,045
13	諸支出金		119,134	8,928	128,062			9,030
	1	積立金	119,134	8,928	128,062			9,030
		1 積立金	119,134	8,928	128,062			9,030
							222	0
					(財)財政調整基金利子			222
							27	0
					(財)減債基金利子			27
							53	0
					(財)公共施設等整備基金利子			53
							3,500	0
					(寄)環境保全寄附金			2,000
					(寄)文化財保護寄附金			1,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△32,000	10土木施設単独災害復旧事業費 △32,000 01土木施設単独災害復旧事業費 △32,000 12 委託料 △32,000 測量調査等業務委託料 △32,000
22 償還金利子及び割引料	15,900	10元金 15,900 01元金 15,900 22 償還金利子及び割引料 15,900 市債元金償還金 15,900
22 償還金利子及び割引料	△29,045	10利子 △29,045 01利子 △29,045 22 償還金利子及び割引料 △29,045 市債利子 △27,323 一時借入金利子 △1,722
24 積立金	8,928	10財政調整基金積立金 222 01財政調整基金積立金 222 24 積立金 222 基金利子積立金 222 11減債基金積立金 27 01減債基金積立金 27 24 積立金 27 基金利子積立金 27 12公共施設等整備基金積立金 53 01公共施設等整備基金積立金 53 24 積立金 53 基金利子積立金 53 13ふるさと基金積立金 3,500 01ふるさと基金積立金 3,500 24 積立金 3,500 新規積立金 3,500 15天竜川周辺環境整備基金積立金 1

(款) 13 諸支出金
(項) 1 積立金

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13	1	1						1	0
						(財)天竜川周辺環境整備 基金利子		1	
								5,000	0
						(寄)社会福祉施設整備基 金寄附金		5,000	
								178	△102
						(財)森林経営管理基金利 子		47	
						(財)生産物売払収入		131	
								49	0
						(財)中山間地域振興基金 利子		49	
歳 出 合 計			55,597,208	△897,808	54,699,400	△277,506	△139,000	△166,939	△314,363

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		01天竜川周辺環境整備基金積立金 1 24 積立金 1 基金利子積立金 1 16社会福祉施設整備基金積立金 5,000 01社会福祉施設整備基金積立金 5,000 24 積立金 5,000 新規積立金 5,000 29森林経営管理基金積立金 76 01森林経営管理基金積立金 76 24 積立金 76 新規積立金 29 基金利子積立金 47 30中山間地域振興基金積立金 49 01中山間地域振興基金積立金 49 24 積立金 49 基金利子積立金 49

附表 1

補正予算給与費明細書

2 一 般 職

(1) 総 括

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	125 (721)	1,267,063	257,203	229,989	1,754,255	273,706	2,027,961
補正前	125 (721)	1,267,886	257,203	230,098	1,755,187	274,512	2,029,699
比 較	0 (0)	△ 823	0	△ 109	△ 932	△ 806	△ 1,738

職員 手当 の内 訳	区 分	時間外勤務 手 当
	補正後	13,594
	補正前	13,703
	比 較	△ 109

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職 員 手 当	△ 109	原油価格・ 物価高騰対 策生活応援 給付金給付 事業に係る 減額	△ 109 (4) 時間外勤務手当	会計年度任用職員給与条例第10条

附表 2

地 方 債 の 令 和 3 年 度 末 に お け る
令 和 5 年 度 末 に お け る 現 在 高 の

区 分	令 和 5 年 度 中 増 減 見 込 み				
	令 和 5 年 度 中 起 債 見 込 額				
	繰越明許分	補正前の額	補 正 額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	640,900	4,042,300	△ 44,000	3,998,300	4,639,200
(1) 総 務	126,500	827,800	△ 3,900	823,900	950,400
(2) 民 生	7,400	293,900	300	294,200	301,600
(6) 商 工	1,200	118,100	3,600	121,700	122,900
(7) 土 木	404,000	1,353,700	△ 46,000	1,307,700	1,711,700
(10) 教 育	31,300	747,700	2,000	749,700	781,000
2. 災 害 復 旧 債	21,500	1,104,200	△ 95,000	1,009,200	1,030,700
(1) 補 助	21,500	717,400	△ 51,400	666,000	687,500
(2) 単 独		386,800	△ 43,600	343,200	343,200
3. そ の 他		210,000	△ 10,000	200,000	200,000
(2) 臨時財政対策債		210,000	△ 10,000	200,000	200,000
合 計	662,400	5,356,500	△ 149,000	5,207,500	5,869,900

現 在 高 並 び に 令 和 4 年 度 末 及 び
見 込 み に 関 す る 調 書 補 正

令 和 5 年 度 中 元金償還見込額			令 和 5 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,085,228	15,900	3,101,128	21,092,106	△ 44,000	21,048,106
897,350		897,350	3,721,475	△ 3,900	3,717,575
201,660		201,660	1,406,659	300	1,406,959
84,232	15,900	100,132	518,207	3,600	521,807
709,678		709,678	6,862,109	△ 46,000	6,816,109
689,646		689,646	4,505,115	2,000	4,507,115
71,852		71,852	2,166,234	△ 95,000	2,071,234
16,478		16,478	1,076,076	△ 51,400	1,024,676
55,374		55,374	1,090,158	△ 43,600	1,046,558
1,730,004		1,730,004	16,657,167	△ 10,000	16,647,167
1,690,743		1,690,743	16,481,443	△ 10,000	16,471,443
4,887,084	15,900	4,902,984	39,915,507	△ 149,000	39,766,507

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第5号 令和5年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度飯田市のケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	1 繰入金
	2 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款	項
1 施設維持管理費	
	1 ケーブルテレビ施設維持管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
141,791	△52,700	89,091
141,791	△52,700	89,091
142,000	△52,700	89,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	99,359	△52,700	46,659
歳入合計	142,000	△52,700	89,300

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 施設維持管理費	141,791	△52,700	89,091
歳 出 合 計	142,000	△52,700	89,300

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△52,700
			△52,700

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	99,359	△52,700	46,659
1 繰入金	65,643	△30,984	34,659
1 繰入金	65,643	△30,984	34,659
2 基金繰入金	33,716	△21,716	12,000
1 基金繰入金	33,716	△21,716	12,000
歳 入 合 計	142,000	△52,700	89,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△30,984	一般会計繰入金	△30,984
1 ケーブルテレビ放送事業基金繰入金	△21,716	ケーブルテレビ放送事業基金繰入金	△21,716

3 歳 出

(款) 1 施設維持管理費

(項) 1 ケーブルテレビ施設維持管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設維持管理費	141,791	△52,700	89,091				△52,700
1 ケーブルテレビ施設 維持管理費	141,791	△52,700	89,091				△52,700
1 ケーブルテレビ施設 維持管理費	141,791	△52,700	89,091				△52,700
							△11,100
							△41,600
歳 出 合 計	142,000	△52,700	89,300				△52,700

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△52,700	10竜東ケーブルテレビ維持管理費 △11,100 01竜東ケーブルテレビ維持管理費 △11,100 18 負担金補助及び交付金 △11,100 光回線等整備事業負担金 △11,100 11遠山郷ケーブルテレビ維持管理費 △41,600 01遠山郷ケーブルテレビ維持管理費 △41,600 18 負担金補助及び交付金 △41,600 光回線等整備事業負担金 △41,600

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第3号	令和6年 3月25日	飯田市内在住者	令和6年1月4日午後3時50分頃、飯田市上郷黒田5680番付近の市道上郷19号線において、公務のため走行していた飯田市所有の普通特種自動車が対向車とのすれ違いのため相手方の住宅の敷地に進入した際、当該敷地に設置されている相手方が所有する側溝の蓋の上に乗り上げ、当該蓋を破損する損害を与えた。	77,000円
専決第8号	令和6年 4月15日	飯田市内所在企業	令和5年12月21日午後2時10分頃、飯田市久米29番地4の信菱電機株式会社の敷地内において、飯田市所有の普通貨物自動車が公務のため発進した際、当該車両の右側前方に置かれた相手方の移動式工具台に衝突し、相手方に損害を与えた。	108,900円
専決第10号	令和6年 5月7日	飯田市外在住者	令和6年3月13日午前10時20分頃、飯田市松尾城4012番地1の飯田市松尾公民館の西側駐車場において、公務のため飯田市の職員が駐車した軽乗用自動車の運転席側フロントドアを開けた際、当該車両の隣に駐車していた相手方の軽乗用自動車の左側のフロントドアに接触し、相手方に損害を与えた。	168,520円

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第11号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和6年5月9日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和6年3月29日午後2時頃、飯田市山本1471番12付近の市道山本173号線において、歩行していた相手方の子が、当該市道上の舗装破損箇所につまずき、当該子を転倒させ、負傷する損害を与えた。

3 損害賠償額 500円

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第9号 損害賠償の額を定めることについて

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり放課後児童健全育成事業における事故による損害を賠償する。

令和6年4月17日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

上郷児童クラブにおいて、当該児童クラブに勤務する職員による他の児童に対する強い指導を行う様子を目撃したことにより、相手方の子が精神的な苦痛を感じ、通院したため、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償額 152,530円

報告第11号

飯田市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定により飯田市国民保護計画を変更したので、同項において準用する同条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

飯田市国民保護計画

令和6年 6 月
飯 田 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	基本理念、飯田市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	基本理念	1
2	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急処理事態	8
第2編	平素からの備えや予防	9
第1章	組織・体制の整備等	9
第1	市における組織・体制の整備	9
1	市の各部課等における平素の業務	9
2	市職員の参集基準等	9
3	消防機関の体制	11
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	11
第2	関係機関との連携体制の整備	12
1	基本的考え方	12
2	県との連携	13
3	近接市町村との連携	13
4	指定公共機関等との連携	14
5	ボランティア団体等に対する支援	14
第3	通信の確保	15
第4	情報収集・提供等の体制整備	15
1	基本的考え方	15
2	警報等の伝達に必要な準備	17
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	18
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	19
第5	研修及び訓練	20
1	研修	20
2	訓練	20
第2章	避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え	22
1	避難に関する基本的事項	22
2	避難実施要領のパターンの作成	23
3	救援に関する基本的事項	23

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	23
5	避難施設の指定への協力	24
6	生活関連等施設の把握等	24
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	25
1	市における備蓄	25
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	25
第4章	国民保護に関する啓発	26
1	国民保護措置に関する啓発	26
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	27
第3編	武力攻撃事態等への対処	28
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	28
1	事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	28
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	30
第2章	市国民保護対策本部の設置等	31
1	市国民保護対策本部の設置	31
2	通信の確保	36
第3章	関係機関相互の連携	36
1	国・県の対策本部との連携	36
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	37
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	37
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	38
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	38
6	市の行う応援等	39
7	ボランティア団体等に対する支援等	39
8	住民への協力要請	40
第4章	警報及び避難の指示等	40
第1	警報の伝達等	40
1	警報の内容の伝達等	40
2	警報の内容の伝達方法	41
3	緊急通報の伝達及び通知	42
第2	避難住民の誘導等	43
1	避難の指示の通知・伝達	43
2	避難実施要領の策定	44
3	避難住民の誘導	46
4	想定されている事態における避難の考え方	50
第5章	救援	53
1	救援の実施	53
2	関係機関との連携	53
3	救援の内容	54
第6章	安否情報の収集・提供	54

1	安否情報の収集	56
2	県に対する報告	56
3	安否情報の照会に対する回答	56
4	日本赤十字社に対する協力	57
第7章	武力攻撃災害への対処	58
第1	武力攻撃災害への対処	58
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	58
2	武力攻撃災害の兆候の通報	58
第2	応急措置等	59
1	退避の指示	59
2	警戒区域の設定	60
3	応急公用負担等	61
4	消防に関する措置等	62
第3	生活関連等施設における災害への対処等	64
1	生活関連等施設の安全確保	64
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
第4	NBC攻撃による災害への対処等	65
第8章	被災情報の収集及び報告	68
第9章	保健衛生の確保その他の措置	68
1	保健衛生の確保	68
2	廃棄物の処理	69
第10章	国民生活の安定に関する措置	70
1	生活関連物資等の価格安定	70
2	避難住民等の生活安定等	70
3	生活基盤等の確保	71
第11章	特殊標章等の交付及び管理	71
第4編	復旧等	74
第1章	応急の復旧	74
1	基本的考え方	74
2	公共的施設の応急の復旧	74
第2章	武力攻撃災害の復旧	75
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	75
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	75
2	損失補償及び損害補償	76
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	76
第5編	緊急対処事態への対処	77
1	緊急対処事態	77
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	77

第 1 編 総 論

第 1 章 基本理念、飯田市の責務、計画の位置づけ、構成等

飯田市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 基本理念

市国民保護計画が想定する武力攻撃事態等について、我が国の平和と国民の安全を確保するには、政府の平常時からの不断の外交努力により、これらの発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にかかわらず、市内に在住する人々（市内に住所を有する者ばかりではなく、市内旅行者などを含む。）の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、市は、市内に在住する人々の生命、身体及び財産を保護する使命がある。

これまで市は「安全都市宣言」（昭和 36 年 6 月 26 日）「非核平和都市宣言」（昭和 59 年 6 月 28 日）により、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を強く訴え、各界の連携を図り、市民生活のあらゆる面において、安全を確保し、明るく住みよい都市の建設を目指すことが市民の努めであるとし、市内に在住する人々の安全を守るには、国、県、市町村、指定公共機関及び、指定地方公共機関等の努力のみによって十分に実施されるものではなく、多くの郷土の隣人のために、人が人のために尽くし助け合うという勇氣と気概を持った一人ひとりが、有機的、自律的かつ、自発的に動くことが大切である。

市は、ともに支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりのため、その基盤となる地域社会の自主自立と危機管理体制の充実に努め、想像を超えた状況が発生した場合であっても、「人権尊重都市宣言」（平成 8 年 6 月 24 日）を踏まえ、状況に即した国民保護計画の弾力的な運用を図って行く。

2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

（1）市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域に

において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態における対処

資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、長野県知事（以下「知事」という。）に協議し、飯田市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問

及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

（１）基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

（２）国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

（３）国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（５）国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（６）高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

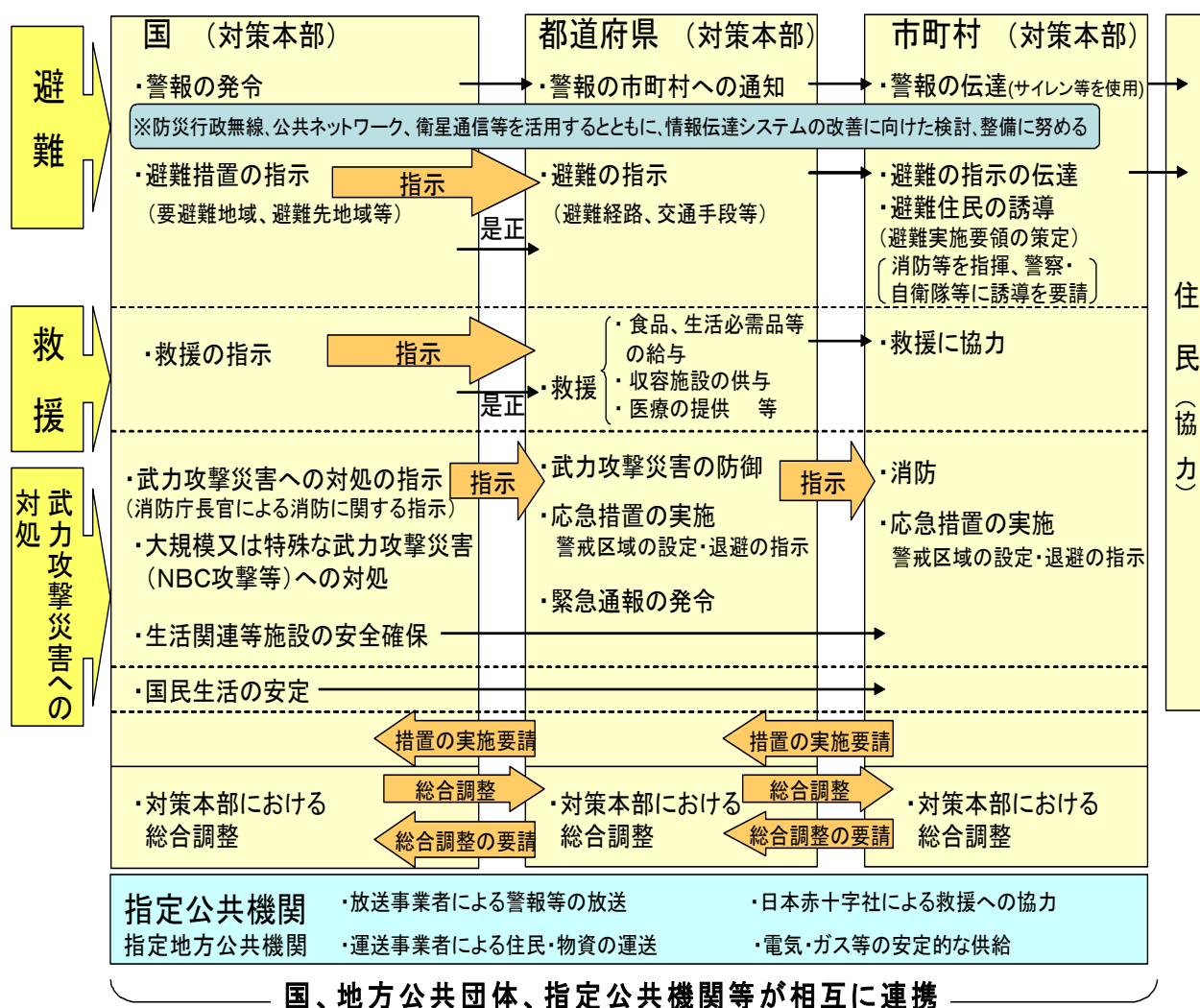
(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係県機関、関係市機関（相互応援協定締結都市）、自主防災組織等、消防団本部・各分団、赤十字奉仕団、大型店、ＪＲ飯田線有人駅、保育園（保育家庭課）、小中学校（教育委員会）高校、主要宿泊施設、飯伊地区包括医療協議会、その他の機関の連絡先等については資料編に記載する。

第４章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

（１）地形

市は、長野県（以下「県」という。）の最南端伊那谷の中央にあり、西北部は中央アルプスで木曽郡に、東北部は飯島町および松川町ほか３町村に、南西部は阿智村ほか４ヶ村に、南東部は南アルプスで静岡県浜松市に接する。

中央アルプス、南アルプスに挟まれた複雑で急峻な地形で、多くの中小河川により形成された谷間に集落が点在し、交通等が寸断分断されやすい地形である。

また、市の中央部には、天竜川が南北に流れ、市域を大きく２分している。

さらに、上村・南信濃地区は、市中心部との間に伊那山脈があり、交通の障害となっている。

※飯田市地形図は資料編に記載する。

(2) 気候

市は、年較差はもちろん日較差も大きい。さらに、住民が居住しているのは、概ね標高 360 メートルから 800 メートルと高低差が大きく、市域内の温度差も大きい。

年間では、気温 25 度を超える夏日が 100 日を超える一方、0 度以下の冬日も 100 日を超える。過去 10 年間の最高気温は、37.7 度を、最低気温はマイナス 12.2 度を記録している。

最高気温が、20 度を超えるのは、概ね 5 月から 10 月の 6 月間でありながら、最低気温が 20 度以下となるのは年間を通じてである。

年間平均降水量は約 1,600 mm である。6 月 7 月は梅雨により、8 月は雷雨により、9 月は台風により比較的降水量が多くなる。

※月別平均気温、降雨量は資料編に記載する。

(3) 人口分布

人口は、市中心部の飯田地区を中心に、松尾地区、伊賀良地区、鼎地区、上郷地区に人口の 70% が集中している。

※町別人口、世帯数は資料編に記載する。

(4) 道路及び鉄道の位置等

中央アルプス、南アルプスにはさまれた地形のため、主要幹線道路は南北に延び、南は名古屋方面に、北は諏訪方面から長野あるいは東京方面へと繋がっている。

幹線道路として、中央自動車道、国道 153 号、国道 151 号、主要地方道飯島飯田線がある。

中央アルプスを越え西側の木曽郡に繋がる道路として、隣村の阿智村経由で清内路峠を越える国道 256 号がある。

さらに、上村、南信濃地区は、国道 474 号が市中心部と結ぶ唯一の幹線道路であり、通行不能のときは、隣接の天龍村から阿南町、下條村経由と大きく迂回しないと市中心部とは連絡ができない。

鉄道は、天竜川に沿って、南北に伸びる J R 飯田線がある。南は、隣接の泰阜村、下條村、天龍村を経由し、愛知県豊橋市へと繋がっている。北は、隣接の高森町、松川町を経由し、上伊那郡、諏訪地域へと繋がっている。

J R 飯田線は、全線電化されているが、特に天龍峡より南、静岡県浜松市佐久間付近までは、天竜川に沿った急峻な地形を通過しており、トンネルと橋りょうが多い。

※道路及び鉄道図については資料編に記載する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

（1）攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

（2）攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

国民保護に関する業務の総括、各部課等間の調整、企画立案等については、危機管理部長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直体制等の強化を行うなど速やかに市長及び危機管理部職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①市警戒本部体制	市警戒本部要員が参集
②緊急事態対策本部体制	市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※「体制」欄の○数字は、上記【職員参集基準】を示す。

（４）幹部職員等への連絡手段の確保

市長、副市長、部長、庶務担当課長及び危機管理部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

（５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代行職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代行職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代行職員】

代行順位	職責名
1 位	副市長
2 位	危機管理部長
3 位	総務部長
4 位	企画部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、飯田市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市

町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC攻撃対応可能部隊数やNBC攻撃対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、飯伊地区包括医療協議会を中心に、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※関係機関との防災協定一覧は資料編に記載する。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての

訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻そう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻そう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び市防災行政無線（同報系）（以下「防災行政無線」という）、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

（３）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収

集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
飯 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時 年 月 日
(2) 発生場所 飯田市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防吏員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、飯伊地区包括医療協議会等との

連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（２）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

（３）訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織等などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 医療機関のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自主防災会等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

（２）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

（１）生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日 閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。
※生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局については資料編に記載する。

（２）市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、

整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び、自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランテ

ィア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態対策本部等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態対策本部」を設置する。「緊急事態対策本部」は、市国民保護対策本部員のうち、危機管理部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態対策本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消

防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助救急等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

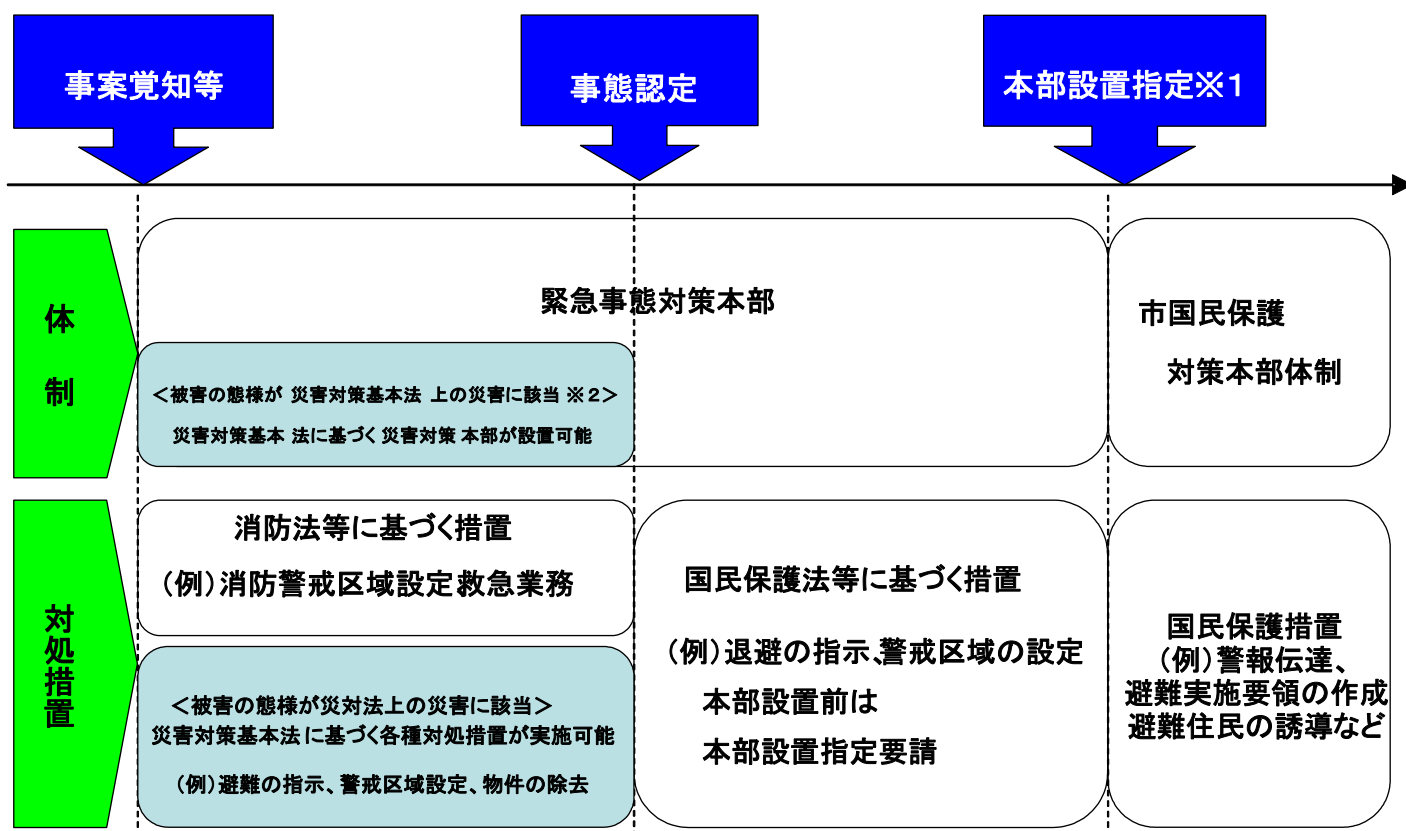
(4) 国民保護対策本部への移行に要する調整

「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態対策本部」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市警戒本部を立ち上げ、又は、緊急事態対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。ただし、事前に緊急事態対策本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部担当者は、市役所本庁舎B棟2階（危機管理センター）に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合は、本町庁舎飯田市橋南公民館会議室1・2・3・4及び防災室を、市国民保護対策本部の予備施設として指定する。なお、事態の状況に応じ、

市長の判断により別の施設に市国民保護対策本部を設置することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

- ① 市長を市国民保護対策本部長とする。市国民保護対策本部長は、本部の事務を総括し、部局の職員を指揮監督する。
- ② 副市長及び危機管理部長を市国民保護対策副本部長とする。市国民保護対策副本部長は、市国民保護対策本部長を助け、市国民保護対策本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 本部員は、教育長、飯田市部等設置条例（昭和 56 年飯田市条例第 28 号）に規定する部の部長、会計管理者、市議会事務局長、教育次長、消防団担当専門幹、消防団長の職にあるものをもって充てる。本部員は、所属の各班を指揮監督する。
- ④ 本部に本部事務局、各災害対策部を置き、班を編成する。
- ⑤ 市国民保護対策本部の組織及び分掌事務については、資料編に記載する。

(4) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市国民保護対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を

整備する。

③ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

④ その他関係する報道機関への情報提供

関係する報道機関に対し、速やかに情報提供を行う。連絡先については資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

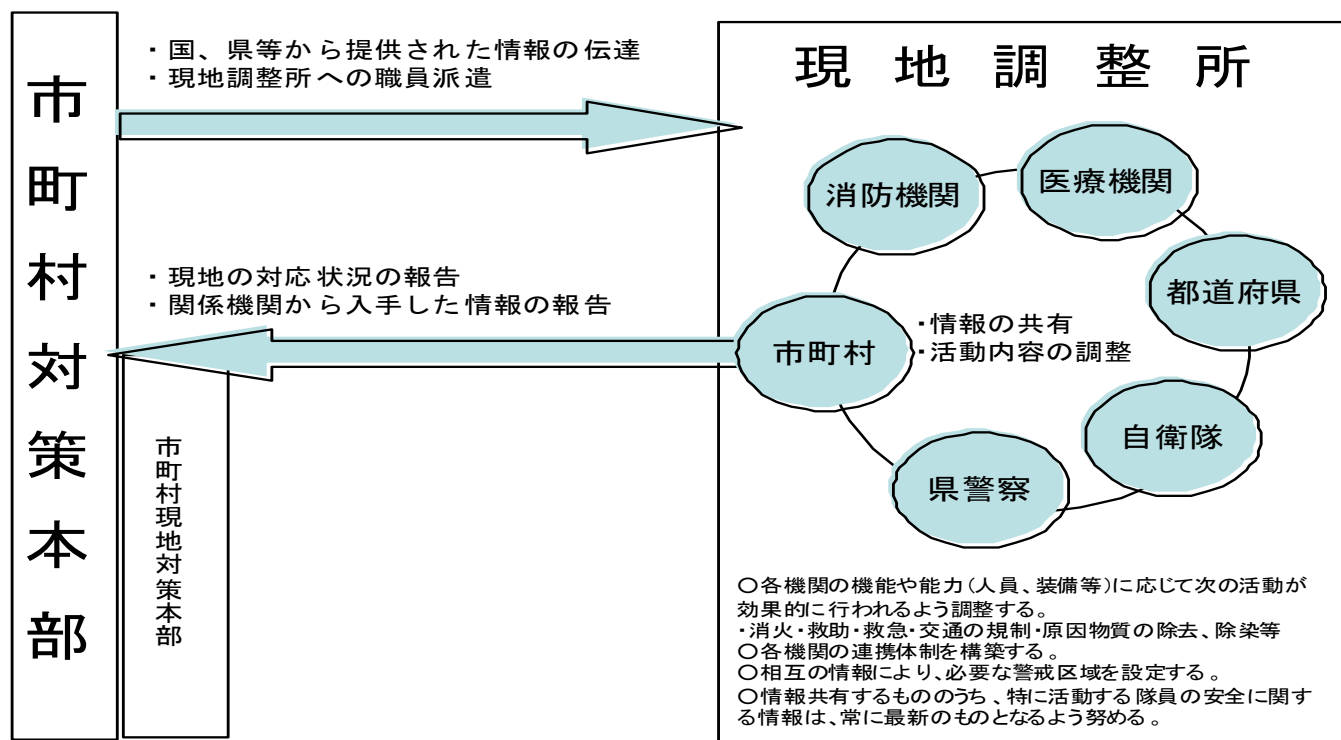
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有し、その活動上の安全の確保に生かす。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このた

め、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。
(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策

本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻そうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻そうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、

当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総

理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（１）他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（２）県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（３）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（１）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、自主防災組織等、地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、医療機関、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

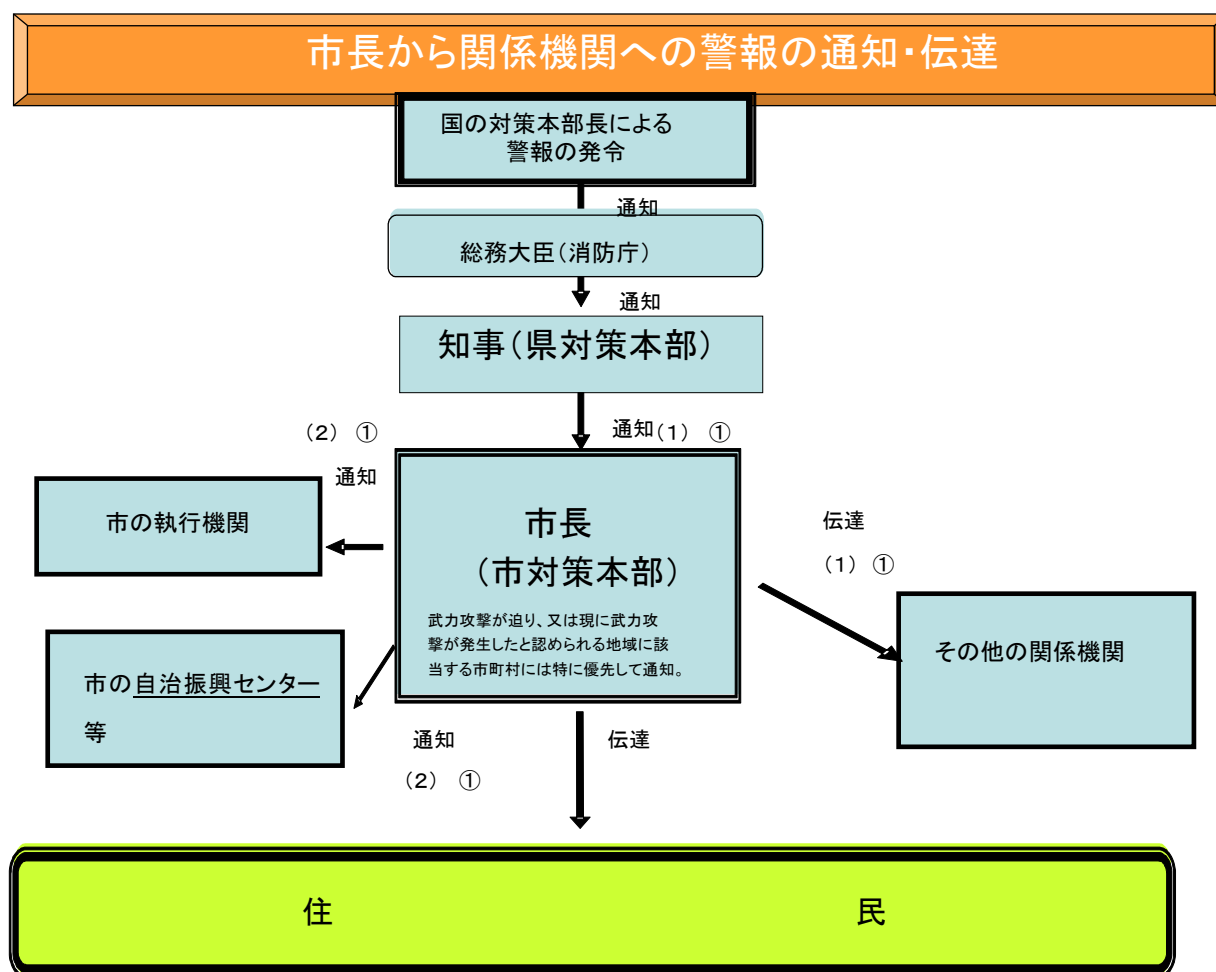
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自主防災組織等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、飯伊地区包括医療協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のウ

ウェブサイト (<https://www.city.iida.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。
 ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは下記のとおり。



※ 市長は、ウェブサイト(<https://www.city.iida.lg.jp>) に警報の内容を掲載
 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、FM放送、ケーブルテレビをはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や、自主防災組織等による伝達、自主防災組織等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

（２）市長は、消防機関と連携し、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織等、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

（３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（４）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

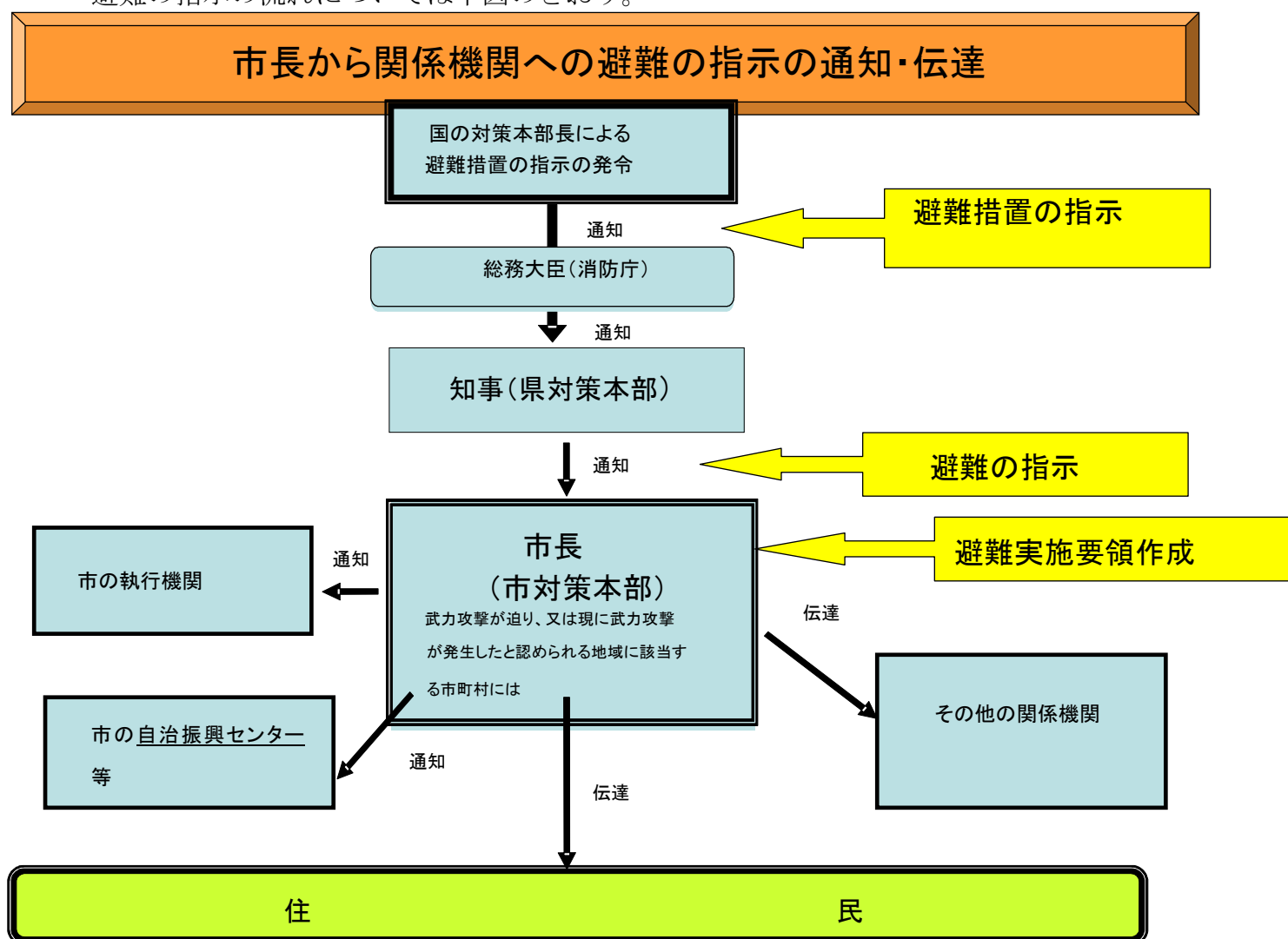
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を基本する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもある。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

（以下は、県国民保護計画の記載項目）

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認

- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

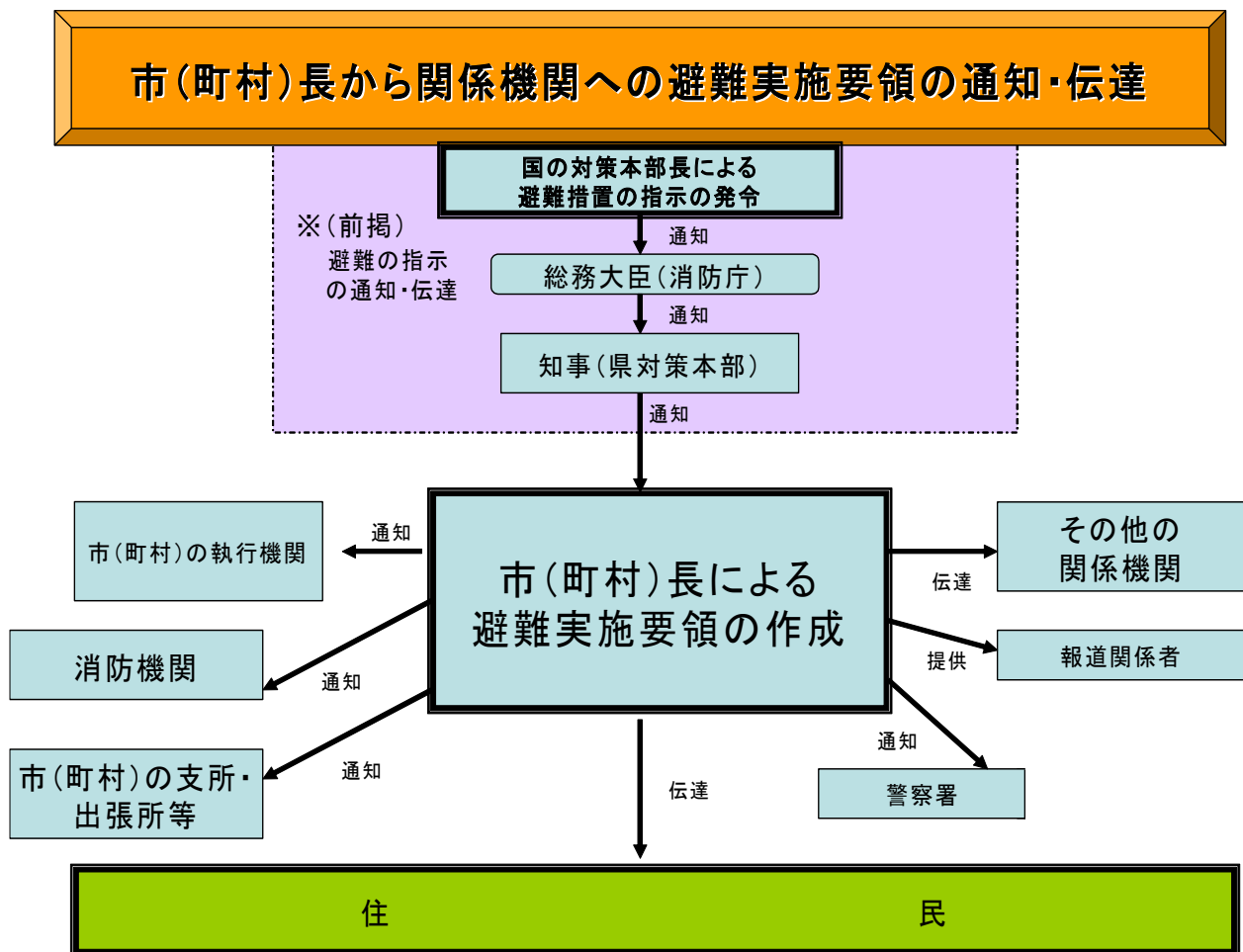
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、

警察署長及び自衛隊地方協力本部部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急・救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支

援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

（７）残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

（８）避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

（９）動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

（10）通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

（11）県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

4 想定されている事態における避難の考え方

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。
- （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対 策 本 部 長 知 事 市 長		警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
		避難の指示
		避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の

対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の

態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

NBC攻撃の場合

市長は、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難誘導を行う。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

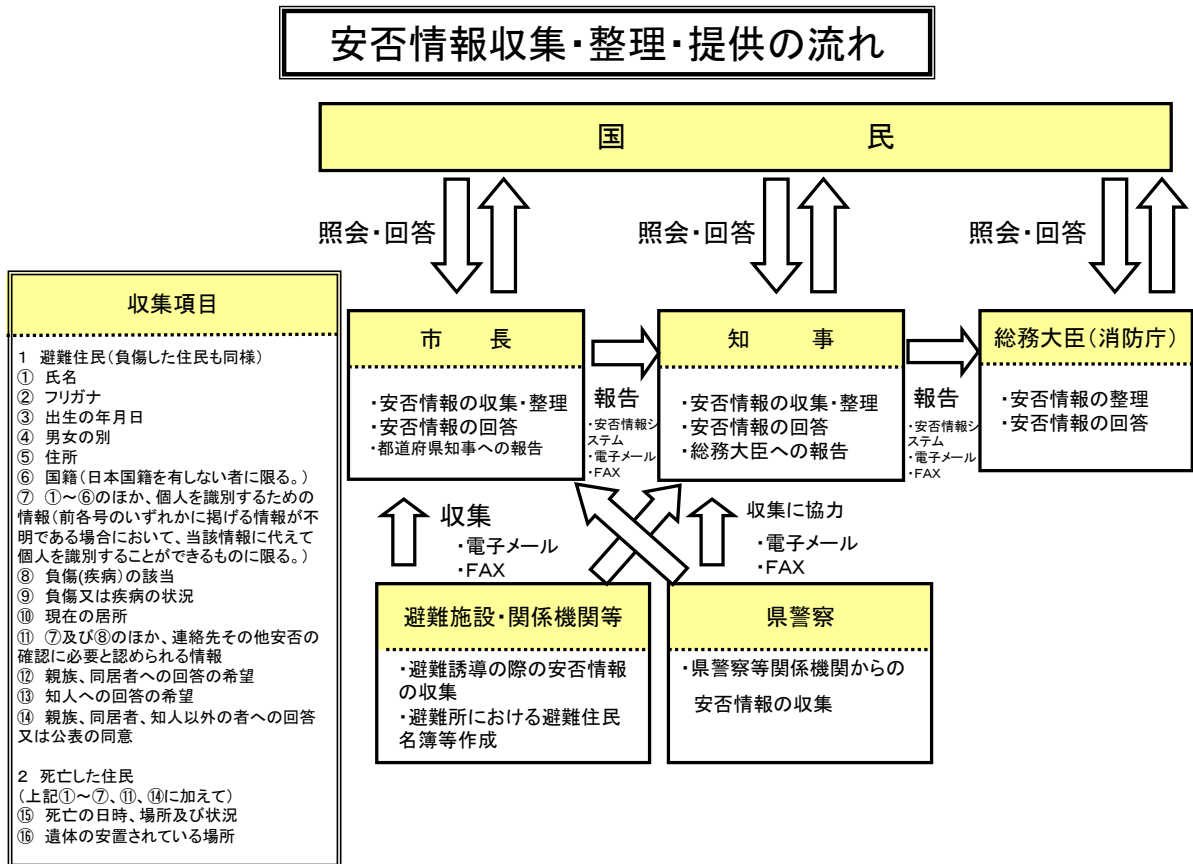
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置す

る対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

（2）安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認める

ときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考え

られるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、FM放送、ケーブルテレビ等の放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める

ときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

（１）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（２）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

（３）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

（４）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（３）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（５）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行

なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対応等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、（1）【措置】の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（1）応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（２）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（４）汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

（５）市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（1）保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年環境省環境再生・資源環境局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

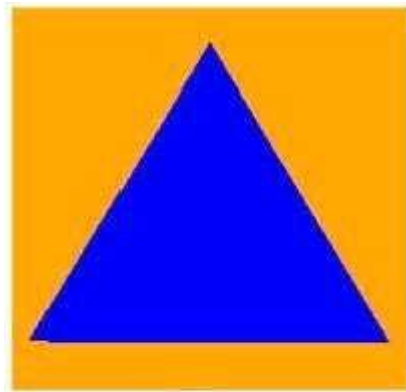
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書。

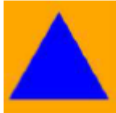
ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地 青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際 的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって 保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____	所持者の署名/Signature of holder _____	

(身分証明書のひな型)

（２）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防吏員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

報告第12号

権利の放棄について（補助金の返還金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 放棄した債権の種類 補助金の返還金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和6年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 1件
- 4 放棄した債権の金額 3,347,695円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第2号に該当	令和6年3月31日	1件	3,347,695円

報告第13号

権利の放棄について（病院料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 放棄した債権の種類 病院料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和6年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 161件
- 4 放棄した債権の金額 4,560,879円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和6年3月31日	73件	2,191,762円
条例第5条第2号に該当	令和6年3月31日	23件	238,093円
条例第5条第3号アに該当	令和6年3月31日	65件	2,131,024円

報告第14号

権利の放棄について（水道料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 放棄した債権の種類 水道料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和6年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 180件
- 4 放棄した債権の金額 1,100,598円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和6年3月31日	154件	509,604円
条例第5条第2号に該当	令和6年3月31日	15件	66,571円
条例第5条第3号ウに該当	令和6年3月31日	11件	524,423円

報告第15号

権利の放棄について（奨学金の貸付金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 放棄した債権の種類 奨学金の貸付金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和6年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 2件
- 4 放棄した債権の金額 345,000円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和6年3月31日	2件	345,000円

報告第16号

令和5年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和５年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	リニア二次交通整備事業	21,967,000	21,967,000					21,967,000
		社会保障・税番号制度システム 整備事業	12,925,000	12,925,000		12,925,000			0
		リニア推進事業	36,464,000	36,464,000		20,000,000	16,300,000		164,000
		リニア駅周辺整備事業	813,406,000	813,405,876		400,070,000	337,700,000	54,026,048	21,609,828
		リニア用地取得事業	6,740,000	6,740,000					6,740,000
		物価高騰対策生活支援金事業	87,617,000	87,615,291		87,615,291			0
3 民生費	1 社会福祉費	ともに未来を支え合うパートナー づくり事業	15,367,000	15,367,000		10,244,000			5,123,000
		原油価格・物価高騰対策生活応 援給付金給付事業	299,461,000	299,461,000		299,461,000			0
	2 児童福祉費	公立認定こども園施設整備事業	12,000,000	12,000,000			9,000,000		3,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	保健施設管理費	16,000,000	16,000,000			12,000,000		4,000,000
		感染症予防接種事業	1,065,000	1,065,000		1,065,000			0
	2 清掃費	ごみ減量対策費	2,000,000	2,000,000					2,000,000
		一般廃棄物最終処分場管理費	23,760,000	23,760,000			17,700,000		6,060,000
5 労働費	1 労働諸費	労働諸費	10,846,000	10,846,000					10,846,000
6 農林水産業費	1 農業費	意欲ある農業者支援事業	13,990,000	13,990,000		13,990,000			0
		市単土地改良事業	4,000,000	4,000,000			3,000,000		1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	16,100,000	16,100,000			14,400,000		1,700,000
		排水路防災対策整備事業	87,600,000	87,600,000			87,600,000		0
		農業施設長寿命化事業	69,700,000	69,700,000			62,700,000		7,000,000
7 商工費	1 商工費	産業用地整備事業	10,000,000	10,000,000					10,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業 (道路整備)	6,488,000	6,488,000		2,744,000	2,700,000		1,044,000
		道整備交付金事業	224,711,000	224,711,000		110,859,000	99,700,000		14,152,000
		防災・安全交付金事業 (通学路安全対策)	5,000,000	5,000,000		2,750,000	2,000,000		250,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	59,700,000	59,700,000		20,386,000	18,300,000		21,014,000
		交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	160,711,000	160,711,000		86,103,000	63,400,000		11,208,000
		防災対策避難路整備事業	28,664,000	28,664,000			28,600,000		64,000
		市道改良事業	56,061,000	56,061,000			20,200,000		35,861,000
		道路自然災害防止事業	28,441,000	28,441,000			28,300,000		141,000
		生活関連道路整備事業	3,839,000	3,839,000					3,839,000
		道路メンテナンス事業	87,253,000	87,253,000		47,349,000	35,400,000		4,504,000
		橋りょう耐震整備事業	360,000,000	360,000,000			360,000,000		0
	3 河川費	河川自然災害防止事業	16,049,000	16,049,000			16,000,000		49,000
		排水路整備事業	6,083,000	6,083,000			4,400,000		1,683,000
	4 都市計画費	公園改修事業	14,839,000	14,839,000			14,800,000		39,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	消防体制強化整備事業	円 19,261,000	円 19,261,000	円	円	円 19,100,000	円	円 161,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業	10,000,000	10,000,000	164,250	9,820,000			15,750
		農業施設等単独災害復旧事業	2,647,000	2,647,000	445,170		1,400,000		801,830
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復旧事業	375,000,000	375,000,000		250,125,000	123,800,000		1,075,000
		過年発生土木施設補助災害復旧事業	826,432,000	826,432,000		362,627,641	417,400,000		46,404,359
		土木施設単独災害復旧事業	50,400,000	50,400,000			50,400,000		0
		公共土木施設災害関連事業	70,000,000	70,000,000		35,000,000	31,500,000		3,500,000
	4 観光施設災害復旧費	観光施設災害復旧費	9,973,000	9,973,000			9,900,000		73,000
合 計			3,982,560,000	3,982,558,167	609,420	1,773,133,932	1,907,700,000	54,026,048	247,088,767

報告第17号

令和5年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和5年度 飯田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	過年度分損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	太陽光発電施設整備事業	円 110,550,000	円 0	円 110,550,000	円 108,800,000	円 1,750,000	円 0	円 0	事業で使用する電線に供給遅延が発生したため。
		セントラルモニターシステム更新事業	30,580,000	0	30,580,000	0	30,580,000	0	0	機器部品に供給遅延が発生したため。
		ジェットウォッシャー更新事業	7,700,000	0	7,700,000	0	7,700,000	0	0	機器部品に供給遅延が発生したため。
		歯科用診療ユニット整備事業	8,500,000	0	8,500,000	0	8,500,000	0	0	機器部品に供給遅延が発生したため。

報告第18号

令和5年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和5年度 飯田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						負担金	企業債	補償金	過年度 損益勘定 留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良 費	送水管布設工事 市道竜丘210号線他時又	円 40,000,000	円 0	円 40,000,000	円 1,890,000	円 0	0	円 38,110,000	円 0	円 0	本工事の施工箇所が 市道改良工事のうかい 路となっており、 着手が遅れたことから 工期内の完了が困難 となったため。
		配水管布設工事 市道松尾167号線他八幡町	18,300,000	0	18,300,000	1,130,000	0	0	17,170,000	0	0	水管橋等の資材の納 品が遅れたことから 工期内の完了が困難 となったため。
		沢城中継ポンプ場詳細設計 業務委託 大瀬木	12,375,000	0	12,375,000	0	0	0	12,375,000	0	0	当初予定していた建 設地の地権者との交 渉が難航し、他の候 補地を選定中である ことから完了が困難 となったため。
		大平取水堰堤補修工事 上飯田大平取水堰堤	6,105,000	0	6,105,000	0	0	0	6,105,000	0	0	降雪により着工が遅 れたことから工期内 の完了が困難となっ たため。
		市道改良に伴う送水管布設 替工事 市道2-49号長野原線竜丘 時又	12,000,000	0	12,000,000	1,000,000	0	0	11,000,000	0	0	市道改良工事の進捗 に合わせるため。
		道路改良に伴う配水管布設 工事 市道1-27号大休妙琴線鼎 切石	3,700,000	0	3,700,000	0	0	0	3,700,000	0	0	市道改良工事の進捗 に合わせるため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						負担金	企業債	補償金	過年度 損益勘定 留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良 費	用排水施設補修に伴う配水管 布設替工事 島田井鼎中平	円 8,300,000	円 0	円 8,300,000	円 0	円 0		円 8,300,000	円 0	円 0	用排水施設補修の進 捗に合わせるため。
		老朽管布設替工事 市道 1－18号曙線曙町 2	36,100,000	0	36,100,000	3,623,000	32,400,000	0	77,000	0	0	他の事業と同時に施 工しており、調整に 不測の日数を要した ことから工期内の完 了が困難となったた め。
		老朽管布設替工事 市道 1－35号線大瀬木	29,000,000	0	29,000,000	0	29,000,000	0	0	0	0	降雪により着工が遅 れたことから工期内 の完了が困難となっ たため。
		野底川水管橋詳細設計業務 委託 大門町～上郷別府	18,117,000	0	18,117,000	0	18,000,000	0	117,000	0	0	河川占用協議に不測 の日数を要したこと から工期内の完了が 困難となったため。
		山の田沢川水管橋用地地質 調査業務委託 丸山町 3 丁目 5947 番地 5 他	6,000,000	0	6,000,000	0	5,600,000	0	400,000	0	0	想定以上のボーリン グ調査が必要とな り、地質調査等にも 不測の日数を要した ことから工期内の完 了が困難となったた め。
		山の田沢川水管橋詳細設計 業務委託 丸山町 3 丁目 5947 番地 5 他	8,800,000	0	8,800,000	0	8,400,000	0	400,000	0	0	地質調査に遅れが生 じ、工法の検討に日 数を要したことから 工期内の完了が困難 となったため。
		上郷第 1 配水池築造工事 上郷黒田	286,866,000	220,100,000	66,766,000	0	0	0	66,766,000	0	0	悪天候が続いたこと から工期内の完了が 困難となったため。
2 簡易水道事 業資本的支出	1 建設改良 費	橋梁災害復旧に伴う配水管 仮設工事 市道南信濃 127 号線南信濃 八 日市場橋	12,000,000	0	12,000,000	0	0	12,000,000	0	0	0	工法の検討に日数を 要したことから工期 内の完了が困難と なったため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						負担金	企業債	補償金	過年度 損益勘定 留保資金			
2 簡易水道事業資本的支出	1 建設改良費	林道災害復旧に伴う配水管 布設替工事 林道ツベタ沢線上村	円 1,500,000	円 0	円 1,500,000	円 0	円 0		円 1,500,000	円 0	円 0	林道災害復旧工事の 進捗に合わせるため。
		配水管災害復旧工事 市道上村161号線上村下中郷	1,300,000	0	1,300,000	0	0	0	1,300,000	0	0	河川災害復旧工事の 進捗に合わせるため。
		災害復旧に伴う水管橋詳細 設計業務委託 市道南信濃127号線南信濃八 日市場橋	1,300,000	0	1,300,000	0	0	0	1,300,000	0	0	橋りょう上部工の詳細 設計の進捗に合わせるため。
		災害復旧に伴う河川占用書 類作成業務委託 市道南信濃127号線南信濃八 日市場橋	600,000	0	600,000	0	0	0	600,000	0	0	橋りょう上部工の詳細 設計の進捗に合わせるため。

報告第19号

令和5年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和5年度 飯田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に関わる繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	過年度分損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（国道153号他）	円 8,000,000	円 2,900,000	円 5,100,000	円 0	円 0	円 4,700,000	円 0	円 400,000	円 0	円 0	国道改良工事の進捗に合わせるため。
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道1－18号曙線）	8,100,000	0	8,100,000	0	0	0	0	8,100,000	0	0	水道関連工事の進捗に合わせるため。
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道1－27号大休妙琴線）	7,550,000	0	7,550,000	0	0	0	0	7,550,000	0	0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		特環公共下水道 中橋災害復旧に伴う下水道管渠布設替工事	12,350,000	4,500,000	7,850,000	0	0	0	6,700,000	1,150,000	0	0	災害復旧工事の進捗に合わせるため。

報告第20号

飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和5年度

事業報告及び決算書

飯田市土地開発公社

令和5年度 飯田市土地開発公社事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1 事業概況

(1) 用地の取得及び管理

リニア駅周辺整備事業の代行買収による用地取得及びリニア関連事業等に伴う代替地の用地取得を行った。

(2) 保有地の処分

リニア駅周辺整備事業の代行買収にて取得した公有用地及びリニア関連事業に伴う代替地の売却を行った。

2 財務の概況

令和5年度の収益的収入額は855,210,059円、収益的支出額は847,328,921円であり、差引7,881,138円が当期純利益となった。

当該利益は、翌年度において準備金として整理するものである。財務の内容については、引き続き健全経営に努めて参りたい。

3 事業内容

令和5年度に行った土地の取得に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	取得金額
	m ²	円
リニア駅前広場事業公有用地	6,295.77	401,394,139
リニア駅前駐車場事業公有用地	711.00	17,161,983
リニア駅前道路（停車場線）事業公有用地	1,296.43	124,758,493
リニア駅前道路（駅前線）事業公有用地	0.00	1,510,384
市道上郷489・490号公有用地	377.38	26,281,819
リニア関連事業代替地	716.26	16,702,819
県道・市道墓地代替地	5.20	112,000
計	9,402.04	587,921,637

令和5年度に行った土地の処分に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	処分金額
	m ²	円
リニア駅前広場事業公有用地	7,745.52	488,066,301
リニア駅前道路（駅前線）事業公有用地	0.00	303,527,209
市道上郷489号ほか公有用地	736.75	38,833,353
リニア関連事業代替地	849.00	24,743,851
計	9,331.27	855,170,714

4 監査に関する事項

(1) 令和5年4月26日 令和4年度飯田市土地開発公社事業報告及び会計決算監査

(2) 令和5年11月21日 令和5年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査

5 庶務事項

(1) 理事会に関する事項

ア 令和5年5月12日 理事会

- (ア) 令和4年度飯田市土地開発公社事業報告について
- (イ) 令和4年度飯田市土地開発公社事業会計決算報告について
- (ウ) 令和4年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告について

イ 令和5年12月22日 理事会

- (ア) 令和5年度飯田市土地開発公社事業中間報告について
- (イ) 令和5年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査報告について
- (ウ) 令和5年度飯田市土地開発公社事業会計補正予算(第1号)(案)について

ウ 令和6年3月21日 理事会

- (ア) 令和5年度飯田市土地開発公社事業変更計画(案)及び事業会計補正予算(第2号)(案)について
- (イ) 令和6年度飯田市土地開発公社事業計画(案)及び事業会計予算(案)について

(2) 役員に関する事項

ア 令和5年4月1日	小 倉 博 明	理事に就任
	林 健 吾	理事に就任
	清 水 秀 敏	理事に就任
	井 田 光 則	理事に就任
	佐 々 木 力	理事に就任
イ 令和5年7月19日	本 庄 良 雄	理事を辞任
ウ 令和5年7月20日	宮 崎 光 由	理事に就任
エ 令和5年12月19日	吉 川 満	監事の任期満了
オ 令和5年12月20日	高 田 修	理事に再任
	原 田 太 仁	理事に再任
	林 健 吾	理事に再任
	清 水 秀 敏	理事に再任
	井 田 光 則	理事に再任
	佐 々 木 力	理事に再任
	大 場 孝	理事に再任
	宮 崎 光 由	理事に再任
	長 坂 亘 治	理事に就任
	北 澤 福 一	監事に就任
カ 令和6年3月31日	蒲 秀 雄	監事に再任
	原 田 太 仁	理事を辞任

令和5年度 飯田市土地開発公社事業会計

1 収益の収入及び支出

(1) 収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計
第1款 事業収益	1,220,000,000	△ 364,000,000	856,000,000
第1項 公有地取得事業収益	1,120,000,000	△ 264,000,000	856,000,000
第2項 土地造成事業収益	100,000,000	△ 100,000,000	0
第2款 事業外収益	60,000	0	60,000
第1項 受 取 利 息	40,000	0	40,000
第2項 雑 収 益	20,000	0	20,000
第3款 特別利益	100,000	△ 100,000	0
第1項 前期損益修正益	100,000	△ 100,000	0
収 入 合 計	1,220,160,000	△ 364,100,000	856,060,000

(2) 支 出

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額
第1款 事業原価	1,204,000,000	△ 349,000,000	0
第1項 公有地取得事業原価	1,106,000,000	△ 251,000,000	0
第2項 土地造成事業原価	98,000,000	△ 98,000,000	0
第2款 販売費及び一般管理費	1,770,000	△ 500,000	0
第1項 販売費及び一般管理費	1,770,000	△ 500,000	0
第3款 事業外費用	20,000	0	0
第1項 支 払 利 息	10,000	0	0
第2項 消 費 税	0	0	0
第3項 雑 損 失	10,000	0	0
第4款 特別損失	200,000	△ 200,000	0
第1項 前期損益修正損	100,000	△ 100,000	0
第2項 土地評価損	100,000	△ 100,000	0
第5款 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
第1項 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
支 出 合 計	1,206,090,000	△ 349,800,000	0

決算報告書

(単位：円)

決 算 額	予算現額に比べ 決算額の増減	備 考
855,170,714	△ 829,286	
855,170,714	△ 829,286	
0	0	
39,345	△ 20,655	
33,685	△ 6,315	
5,660	△ 14,340	
0	0	
0	0	
855,210,059	△ 849,941	

(単位：円)

額	決 算 額	不 用 額	備 考
合 計			
855,000,000	846,228,399	8,771,601	
855,000,000	846,228,399	8,771,601	
0	0	0	
1,270,000	1,100,522	169,478	
1,270,000	1,100,522	169,478	
20,000	0	20,000	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
856,290,000	847,328,921	8,961,079	

2 資本的収入及び支出

(1) 収 入

区 分	予 算			合 計
	当初予算額	補正予算額	継続費等の繰越額 に係る財源充当額	
第1款 資 本 的 収 入	1,147,000,000	△527,000,000	0	620,000,000
第1項 借 入 金	1,147,000,000	△527,000,000	0	620,000,000
収 入 合 計	1,147,000,000	△527,000,000	0	620,000,000

(2) 支 出

区 分	予 算			小 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	
第1款 資 本 的 支 出	2,032,500,000	78,500,000	0	2,111,000,000
第1項 公有地取得事業費	1,150,000,000	△545,000,000	0	605,000,000
第2項 土地造成事業費	98,000,000	△98,000,000	0	0
第3項 固定資産取得費	500,000	△500,000	0	0
第4項 借 入 金 返 還 金	783,000,000	723,000,000	0	1,506,000,000
第5項 予 備 費	1,000,000	△1,000,000	0	0
支 出 合 計	2,032,500,000	78,500,000	0	2,111,000,000

(単位：円)

決 算 額	予算現額に比べ 決算額の増減	備 考
612,841,643	△7,158,357	
612,841,643	△7,158,357	
612,841,643	△7,158,357	

(単位：円)

額		決 算 額	事業費の 翌年度 繰越額	不 用 額	備考
前年度事業 費の繰越額	合 計				
0	2,111,000,000	2,086,017,619	0	24,982,381	
0	605,000,000	587,921,637	0	17,078,363	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	1,506,000,000	1,498,095,982	0	7,904,018	
0	0	0	0	0	
0	2,111,000,000	2,086,017,619	0	24,982,381	

資本金の収入額が資本金の支出額に対して不足する額 1,473,175,976円は、損益勘定留保資金で補填した。

令和5年度飯田市土地開発公社事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	855,170,714	
	(2) 土地造成事業収益	<u>0</u>	855,170,714
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	846,228,399	
	(2) 土地造成事業原価	<u>0</u>	<u>846,228,399</u>
	事業総利益		8,942,315
3	販売費及び一般管理費		<u>1,100,522</u>
	事業利益		7,841,793
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	33,685	
	(2) 雑収益	<u>5,660</u>	<u>39,345</u>
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	0	
	(2) 消費税	0	
	(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>0</u>
	経常利益		7,881,138
6	特別利益		
	(1) 前期損益修正益	<u>0</u>	0
7	特別損失		
	(1) 前期損益修正損	0	
	(2) 土地評価損	<u>0</u>	0
	当期純利益		<u><u>7,881,138</u></u>

販売費及び一般管理費明細表

令和5年度

(単位：円)

項	目	節	金 額	備 考
1 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1 人 件 費		136,900	
		報 酬	136,900	理事会等出席報酬
	2 経 費		963,622	
		需 用 費	0	
		役 務 費	43,419	通信運搬費、手数料
		委 託 料	783,200	公社会計ソフト保守、保有 墓地立竹木等伐採業務
		公 租 公 課	71,000	法人県民税、法人市民税
		減 価 却 費	66,000	備品 66,000 ソフトウェア 0
		資 産 減 耗 費	3	備品廃棄による減耗
		販売費及び一般管理費計		

令和5年度準備金整理

1 前期繰越準備金	435,020,087 円
-----------	---------------

2 当期純利益	7,881,138 円
---------	-------------

準備金合計	442,901,225 円
-------	---------------

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定により、次のとおり整理する。

次期繰越準備金	442,901,225 円
---------	---------------

令和5年度飯田市土地開発公社事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

【 資 産 の 部 】			
1	流動資産		
(1)	現金及び預金	308,991,033	
(2)	事業未収金	0	
(3)	公有用地	3,342,932,657	
(4)	代行用地	0	
(5)	代替地	115,411,838	
(6)	完成土地等	0	
(7)	前払費用	0	
(8)	その他の流動資産	0	
	流動資産合計		3,767,335,528
2	固定資産		
(1)	有形固定資産		
ア	建物又はその付属設備	0	
	減価償却累計額	0	0
イ	車両その他運搬具	0	
	減価償却累計額	0	0
ウ	工具、器具及び備品	664,800	
	減価償却累計額	477,798	187,002
			187,002
(2)	無形固定資産		
	ソフトウェア		0
	固定資産合計		187,002
	資産合計		<u>3,767,522,530</u>
【 負 債 の 部 】			
1	流動負債		
(1)	未払入金	208,680,300	
(2)	短期借入金	0	
(3)	未払費用	0	
	流動負債合計		208,680,300
2	固定負債		
(1)	長期借入金	3,112,941,005	
	固定負債合計		3,112,941,005
	負債合計		<u>3,321,621,305</u>
【 資 本 の 部 】			
1	資本金		
(1)	基本財産	3,000,000	
	資本金合計		3,000,000
2	準備金		
(1)	前期繰越準備金	435,020,087	
(2)	当期純利益	7,881,138	
	準備金合計		442,901,225
	資本合計		<u>445,901,225</u>
	負債資本合計		<u>3,767,522,530</u>

飯田市土地開発公社財産目録

(令和6年3月31日)

区分	摘 要	金 額(円)
資 産	1 流 動 資 産	3,767,335,528
	(1) 現金及び預金	308,991,033
	普 通 預 金	205,991,033
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	90,325,497
	イ 飯田信用金庫 本店	93,438,788
	ウ みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所	22,226,748
	定 期 預 金	103,000,000
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	3,000,000
	イ 飯田信用金庫 本店	50,000,000
	ウ 長野銀行 飯田支店	50,000,000
	(2) 事業未収金	0
	(3) 公有用地	3,342,932,657
	ア 用 地 費	1,152,122,594
	イ 補 償 費	2,165,278,668
	ウ 造 成 工 事 費	0
	エ 用 買 諸 経 費	0
	オ 支 払 利 息	25,531,395
	(4) 代替地	115,411,838
	ア 用 地 費	115,411,838
	イ 補 償 費	0
	ウ 造 成 工 事 費	0
	エ 用 買 諸 経 費	0
	オ 支 払 利 息	0
	(5) 完成土地及び未成土地（土地造成事業の用地）	0
	(6) 前払費用	0
	2 固定資産	187,002
	(1) 有形固定資産	187,002
	ア 建物又はその付属設備	0
	イ 車両その他運搬具	0
	ウ 工具器具及び備品	187,002
	(2) 無形固定資産	0
	ソフトウェア	0
	資 産 合 計	3,767,522,530
負 債	1 流 動 負 債	208,680,300
	(1) 未 払 金	208,680,300
	(2) 短期借入金	0
	(3) 未 払 費 用 未払利息	0
	2 固 定 負 債	3,112,941,005
	(1) 長期借入金	3,112,941,005
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	0
	イ 飯田信用金庫 本店	1,838,051,874
	ウ みなみ信州農協 伊賀良支所	1,274,889,131
	負 債 合 計	3,321,621,305

令和５年度飯田市土地開発公社キャッシュフロー計算書

(令和５年４月１日から令和６年３月31日まで)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュフロー

公有地取得事業収入	1,547,481,109
その他事業収入	5,660
公有地取得事業支出	△ 705,631,172
その他事業支出	0
人件費支出	△ 136,900
その他の業務支出	△ 898,701
小 計	<u>840,819,996</u>
利息の受取額	33,685
利息の支払額	<u>0</u>
事業活動によるキャッシュフロー	<u>840,853,681</u>

II 投資活動によるキャッシュフロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>

III 財務活動によるキャッシュフロー

短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	612,841,643
長期借入金返済による支出	<u>△ 1,498,095,982</u>
財務活動によるキャッシュフロー	<u>△ 885,254,339</u>

IV 現金及び現金同等物増減額	<u>△ 44,400,658</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>353,391,691</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>308,991,033</u></u>

注記事項

I 重要な会計方針

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 公有用地
個別法に基づく原価法によっております。
- (2) 代行用地
個別法に基づく原価法によっております。
- (3) 代替地
個別法に基づく原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II 貸借対照表の注記

現金及び預金

普通預金	205,991,033
定期預金（3ヶ月以上）	103,000,000
	308,991,033

III 損益計算書の注記

1 出資法人との間における取引高

事業収益	公有地取得事業収益	830,426,863
事業原価	公有地取得事業原価	822,204,806

IV キャッシュフロー計算書の注記

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

資金期末残高	308,991,033 円
現金及び預金勘定	308,991,033 円（3ヶ月以上の定期預金を含む。）

令和5年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告

令和5年度飯田市土地開発公社事業会計の監査の結果、元帳及び証拠書類は正確であり、決算書の計数は令和5年度の経営成績及び同年度末における財務状態を適正表示しているものと認めた。

令和6年4月25日

監 事 北 澤 福 一

監 事 蒲 秀 雄

比較損益計算書

	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[事 業 収 益]	855,170,714	757,290,437	97,880,277	12.9
公有地取得事業収益	855,170,714	757,290,437	97,880,277	12.9
土地造成事業収益	0	0	0	0.0
[事 業 原 価]	846,228,399	748,543,192	97,685,207	13.1
公有地取得事業原価	846,228,399	748,543,192	97,685,207	13.1
土地造成事業原価	0	0	0	0.0
(事業総利益)	8,942,315	8,747,245	195,070	2.2
[販売費及び一般管理費]	1,100,522	825,114	275,408	33.4
(事業利益・損失)	7,841,793	7,922,131	△ 80,338	△ 1.0
[事 業 外 収 益]	39,345	312,666	△ 273,321	△ 87.4
[事 業 外 費 用]	0	0	0	0.0
(経常利益・損失)	7,881,138	8,234,797	△ 353,659	△ 4.3
[特 別 利 益]	0	0	0	0.0
[特 別 損 失]	0	0	0	0.0
土地評価損	0	0	0	0.0
(当期純利益(損失))	7,881,138	8,234,797	△ 353,659	△ 4.3

比較販売費及び一般管理費

科 目	当 期	前 期	増 減	増減率
	円	円	円	%
人件費	136,900	133,550	3,350	2.5
報酬	136,900	133,550	3,350	2.5
法定福利費	0	0	0	0.0
経費	963,622	691,564	272,058	39.3
旅費	0	0	0	0.0
需用費	0	34,200	△ 34,200	皆減
役務費	43,419	2,262	41,157	1819.5
委託料	783,200	518,100	265,100	51.2
使用料及び 賃借料	0	0	0	0.0
負担金補助 及び交付金	0	0	0	0.0
公租公課	71,000	71,000	0	0.0
減価償却費	66,000	66,000	0	0.0
資産減耗費	3	2	1	50.0
合 計	1,100,522	825,114	275,408	33.4

比較貸借対照表

資産の部

科 目	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[流 動 資 産]	3,767,335,528	4,762,353,343	△ 995,017,815	△ 20.9
現金及び預金	308,991,033	353,391,691	△ 44,400,658	△ 12.6
事業未収金	0	692,310,395	△ 692,310,395	皆減
公有用地	3,342,932,657	3,594,030,645	△ 251,097,988	△ 7.0
代行用地	0	0	0	0.0
代替地	115,411,838	122,620,612	△ 7,208,774	△ 5.9
完成土地	0	0	0	0.0
前払費用	0	0	0	0.0
その他流動資産	0	0	0	0.0
[固 定 資 産]	187,002	253,005	△ 66,003	△ 26.1
有形固定資産	187,002	253,005	△ 66,003	△ 26.1
建物又はその付属設備	0	0	0	0.0
車両及び運搬具	0	0	0	0.0
工具器具及び備品	187,002	253,005	△ 66,003	△ 26.1
無形固定資産	0	0	0	0.0
ソフトウェア	0	0	0	0.0
資産の部合計	3,767,522,530	4,762,606,348	△ 995,083,818	△ 20.9

負債の部

科 目	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[流 動 負 債]	208,680,300	326,390,917	△ 117,710,617	△ 36.1
未払金	208,680,300	326,390,917	△ 117,710,617	△ 36.1
短期借入金	0	0	0	0.0
未払費用	0	0	0	0.0
[固 定 負 債]	3,112,941,005	3,998,195,344	△ 885,254,339	△ 22.1
長期借入金	3,112,941,005	3,998,195,344	△ 885,254,339	△ 22.1
負債の部合計	3,321,621,305	4,324,586,261	△ 1,002,964,956	△ 23.2

資本の部

科 目	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[資 本 金]	3,000,000	3,000,000	0	0.0
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	0.0
[準 備 金]	442,901,225	435,020,087	7,881,138	1.8
繰越準備金	435,020,087	426,785,290	8,234,797	1.9
純利益(損失)	7,881,138	8,234,797	△ 353,659	△ 4.3
資本の部合計	445,901,225	438,020,087	7,881,138	1.8
負債・資本の部合計	3,767,522,530	4,762,606,348	△ 995,083,818	△ 20.9

令和 5 年度

決 算 附 属 資 料

飯田市土地開発公社

令和5年度 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	830,426,863	リニア駅前広場事業 488,066,301
			リニア駅前線 303,527,209
			市道上郷489・490号 38,833,353
公有地取得事業収益	代替地売却収益	24,743,851	リニア関連事業代替地 24,743,851
合 計		855,170,714	

令和5年度 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	822,204,806	リニア駅前広場事業 483,233,953
			リニア駅前線 300,521,989
			市道上郷489・490号 38,448,864
公有地取得事業収益	代替地売却収益	24,023,593	リニア関連事業代替地 24,023,593
合 計		846,228,399	

令和5年度

資産区分	期首残高		当 期 増 加 高				
	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前多目的交流広場	21,193.41	1,883,865,875	6,295.77	191,508,222	200,341,227	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前駐車場	8,054.01	748,668,322	711.00	13,847,984	0	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前停車場線	6,024.31	621,751,582	1,296.43	48,614,419	72,648,775	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前線	0.00	301,451,515	0.00	0	0	0	0
リニア駅周辺整備事業 上郷489号線ほか	736.75	38,293,351	377.38	26,086,768	0	0	0
合 計	36,008.48	3,594,030,645	8,680.58	280,057,393	272,990,002	0	0

令和5年度

資産区分		期首残高		当 期 増 加 高				
		面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)
イ	リニア関連事業代替地	1,522.92	74,204,175	716.26	16,702,819	0	0	0
	県道・市道改廃事業代替地	1,527.44	41,907,857	0.00	0	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	3,853.12	1,633,979	5.20	112,000	0	0	0
	計	6,903.48	117,746,011	721.46	16,814,819	0	0	0
ロ	県道・市道改廃事業代替地	1,514.38	4,874,601	0.00	0	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	536.16	0	0.00	0	0	0	0
	計	2,050.54	4,874,601	0.00	0	0	0	0
合 計		8,954.02	122,620,612	721.46	16,814,819	0	0	0

(注)イは取得原価相当による再取得等が見込まれる代替地、ロはイ以外の代替地。

公有用地明細表

		当期減少高		期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	
9,544,690	401,394,139	7,745.52	483,233,953	19,743.66	1,802,026,061	
3,313,999	17,161,983	0.00	0	8,765.01	765,830,305	
3,495,299	124,758,493	0.00	0	7,320.74	746,510,075	
1,510,384	1,510,384	0.00	300,521,989	0.00	2,439,910	
195,051	26,281,819	736.75	38,448,864	377.38	26,126,306	
18,059,423	571,106,818	8,482.27	822,204,806	36,206.79	3,342,932,657	

代替地明細表

		当期減少高			期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	減少高		評価減			
		面積(㎡)	金額(円)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	
0	16,702,819	849.00	24,023,593		1,390.18	66,883,401	
0	0	0.00	0		1,527.44	41,907,857	
0	112,000	0.00	0		3,858.32	1,745,979	
0	16,814,819	849.00	24,023,593		6,775.94	110,537,237	
0	0	0.00	0	0	1,514.38	4,874,601	
0	0	0.00	0	0	536.16	0	
0	0	0.00	0	0	2,050.54	4,874,601	
0	16,814,819	849.00	24,023,593	0	8,826.48	115,411,838	

飯田市土地開発公社

資 産 の 種 類	取 得 原 価 A	当 期 増 加 額 B	当 期 減 少 額 C	期 末 残 高 (A + B - C)
建 物 又 は そ の 付 属 設 備	0	0	0	0
車 両 及 び 運 搬 具	0	0	0	0
器 具 及 び 備 品	897,150	0	232,350	664,800
計	897,150	0	232,350	664,800

内 訳

資 産 の 種 類	取 得 原 価 A	当 期 増 加 額 B	当 期 減 少 額 C	期 末 残 高 (A + B - C)
机(両袖)	31,500	0	31,500	0
事務用椅子	38,850	0	38,850	0
デスクトップパソコン	162,000	0	162,000	0
デスクトップパソコン	162,000	0	0	162,000
デスクトップパソコン	172,800	0	0	172,800
カラーレーザープリンタ	330,000	0	0	330,000

飯田市土地開発公社

資 産 の 種 類	取 得 原 価 A	当 期 増 加 額 B	当 期 減 少 額 C	当 期 償 却 額 D
ソ フ ト ウ ェ ア	972,000	0	0	0
計	972,000	0	0	0

有形固定資産明細表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

当期減価 償却額	減価償却 累計額	差引期末残高	備考
0	0	0	
0	0	0	
66,000	477,798	187,002	
66,000	477,798	187,002	

当期減価 償却額	減価償却 累計額	差引期末残高	備考
0	0	0	R6.3.31 廃棄
0	0	0	R6.3.31 廃棄
0	0	0	R6.1.17 廃棄
0	161,999	1	
0	172,799	1	
66,000	143,000	187,000	

無形固定資産明細表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

償却累計額 E	期末残高 A + B - C - E	備考
972,000	0	
972,000	0	

令和5年度 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額(円)	摘 要
現 金		0	手許現金
預 金	当 座	0	
	普 通	205,991,033	八十二銀行飯田支店 90,325,497
			飯田信用金庫本店 93,438,788
			みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所 22,226,748
	通 知	0	
	定 期	103,000,000	八十二銀行飯田支店 3,000,000
			飯田信用金庫本店 50,000,000
			長野銀行飯田支店 50,000,000
計		308,991,033	

令和5年度 資本金明細表

(単位：円)

区 分	出資団体	出資額	摘 要
資本金	飯田市	3,000,000	

令和 5 年度 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
みなみ信州 農業協同組合 伊賀良支所	0.28%	179,649,902	0	62,130,000	117,519,902
	0.30%	432,765	0	0	432,765
	0.31%	302,743,735	0	87,288,572	215,455,163
	0.27%	830,265,111	0	248,450,000	581,815,111
	0.29%	129,880,889	0	9,967,360	119,913,529
	0.35%	90,322,715	0	0	90,322,715
	0.34%	145,768,285	0	59,553,613	86,214,672
	0.37%	34,667,029	0	15,147,029	19,520,000
	0.44%	527,415,662	0	504,645,662	22,770,000
	0.39%	21,798,283	0	873,009	20,925,274
小計		2,262,944,376	0	988,055,245	1,274,889,131
飯田信用金庫 本店	0.52%	15,358,010	0	15,358,010	0
	0.53%	377,615,819	0	65,649,986	311,965,833
	0.59%	150,245,655	0	55,649,704	94,595,951
	0.54%	13,816,719	0	1,086,568	12,730,151
	0.67%	620,778,755	0	118,304,045	502,474,710
	0.78%	48,181,196	0	0	48,181,196
	1.03%	275,857,185	0	239,379,213	36,477,972
	0.97%	207,477,629	0	14,613,211	192,864,418
	0.98%	25,920,000	50,311,769	0	76,231,769
	0.99%	0	246,728,806	0	246,728,806
	0.93%	0	144,606,446	0	144,606,446
	0.91%	0	738,891	0	738,891
	0.82%	0	83,088,483	0	83,088,483
	1.00%	0	2,240,000	0	2,240,000
	1.12%	0	3,243,617	0	3,243,617
	1.04%	0	42,686,768	0	42,686,768
	1.05%	0	39,196,863	0	39,196,863
小計		1,735,250,968	612,841,643	510,040,737	1,838,051,874
合計		3,998,195,344	612,841,643	1,498,095,982	3,112,941,005

令和6年度

事業計画及び予算書

飯田市土地開発公社

令和6年度飯田市土地開発公社事業計画

令和6年度飯田市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

1 用地取得計画

(1) 公有地取得事業

事業名等	主管部課等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
公有用地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	㎡ 5,500	千円 262,400	千円 用地・補償費 235,000 造成及びその他経費 27,400
代替地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	㎡ 3,000	千円 115,000	千円 用地 110,000 造成及びその他経費 5,000
計	—	—	8,500	377,400	—

(2) 土地造成事業

事業名等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
宅地造成事業	用地及び造成	㎡ 8,000	千円 82,900	千円 用地 70,000 造成及びその他経費 12,900
計	—	8,000	82,900	—

2 保有地売却計画

(1) 公有地取得事業

事業名等	売却先等	区分	売却予定面積	売却予定金額	摘要
公有用地取得事業	飯田市	用地等	㎡ 13,000	千円 1,363,000	
代替地取得事業	事業関係者ほか	用地等	㎡ 3,000	千円 143,000	
計	—	—	16,000	1,506,000	—

(2) 土地造成事業

事業名等	売却先等	売却予定面積	売却予定金額	摘要
宅地造成事業	事業者ほか	㎡ 8,000	千円 83,700	
計	—	8,000	83,700	—

令和6年度飯田市土地開発公社事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度飯田市土地開発公社の事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,589,700 千円
第1項 公有地取得事業収益	1,506,000 千円
第2項 土地造成事業収益	83,700 千円
第2款 事業外収益	60 千円
第1項 受 取 利 息	40 千円
第2項 雑 収 益	20 千円
第3款 特別利益	100 千円
第1項 前期損益修正益	100 千円
収 入 合 計	1,589,860 千円
支 出	
第1款 事業原価	1,571,900 千円
第1項 公有地取得事業原価	1,489,000 千円
第2項 土地造成事業原価	82,900 千円
第2款 販売費及び一般管理費	1,770 千円
第1項 販売費及び一般管理費	1,770 千円
第3款 事業外費用	20 千円
第1項 支 払 利 息	10 千円
第2項 消 費 税	0 千円
第3項 雑 損 失	10 千円
第4款 特別損失	200 千円
第1項 前期損益修正損	100 千円
第2項 土 地 評 価 損	100 千円
第5款 予備費	100 千円
第1項 予 備 費	100 千円
支 出 合 計	1,573,990 千円
(収益的收入支出差引額)	15,870 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,537,800千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	334,000 千円
第1項 借 入 金	334,000 千円
収 入 合 計	334,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,871,800 千円
第1項 公有地取得事業費	377,400 千円
第2項 土地造成事業費	82,900 千円
第3項 固定資産取得費	500 千円
第4項 借入金返還金	1,410,000 千円
第5項 予 備 費	1,000 千円
支 出 合 計	1,871,800 千円

(借入金)

第4条 飯田市が債務保証する長期借入金又は短期借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予算の弾力運用)

第5条 業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合は、支出の予定額を超えて、増加する収入に相当する金額を支出することができるものとする。

(支出の特例)

第6条 現金の支出を伴わない経費等で必要がある場合は、支出の予定額を超えて支出できるものとする。

令和6年3月21日提出

飯田市土地開発公社
理事長 高田 修

報告第21号

株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

決 算 報 告 書

第 2 6 期

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

営 業 の 報 告

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第26期の営業状況について、次のとおり報告します。

1 概要説明

株式会社飯田健康温泉（以下「当社」といいます。）は、飯田市が設置した飯田市健康増進施設（以下「施設」といいます。）について、地方自治法第244条の2第3項の規定によりその管理を行うべく、指定管理者として指定された第三セクターです。

当施設は優れた泉質と豊富な湯量の温泉による露天風呂付き浴室、運動や歩行が可能な温泉プールをはじめ、各種運動に使える多目的ホールなどを備えています。これらを活用した水中運動教室及び床運動教室を実施しており、教室と併せて看護師による健康相談を行うことで、お客様の健康管理に寄与しています。

また、木質ペレットボイラー、太陽光発電設備、LED照明などの環境負荷の低減に資する設備を導入することで、環境文化都市にふさわしい施設運営にも取り組んでいます。

施設では館内の清掃を毎日行い、利用者に気持ち良く使っていただけるよう配慮し、感染症対策として、消毒器具の設置、こまめな館内の消毒、換気を徹底しました。

従業員全員が豊富な社会経験を接遇に生かしており、多客時の接客、応援なども臨機応変に対応することができています。

2 今期の状況

(1) 職員の退職による対応及び休館日の変更

令和5年9月から男性管理職員3名の退職が相次ぎ、求人への応募はあったものの採用には至らない状況が続いたことから、危機的な職員不足に陥りました。

支配人が管理業務に従事し、支配人業務は社長が代行する体制としましたが、通常のシフト勤務を組むことが困難なことから、11月から休館日を第2・第4月曜日（祝日は営業）から変更し、毎週月曜日（祝日も休館）としました。

その後、11月下旬から派遣会社の男性職員1名を受け入れ、また新規採用職員2名の育成に努めた結果、2月中旬からは休館日は毎週月曜日のままではありますが、支配人以外の職員による通常のシフト勤務を組むことができるようになりました。

当社だけでなく、地域の企業における共通の課題として、今後も求人難が続くことが予想されることから、職員の処遇に配慮し、働きやすい職場環境づくりによって定着化を図っていくことがますます重要になってきます。

(2) ほっ湯アップルあり方研究会の立ち上げ

当施設はコロナ禍の影響、高齢化の進展等で入場者数が減少し、経営状況が悪化しています。令和6年8月に開業満25周年を迎えるにあたり、様々な意見や課題解決への提案をいただき、より親しみやすい施設となるよう、令和5年7月に「ほっ湯アップルあり方研究会」を立ち上げました。メンバーは当社のほか、松尾地区まちづくり委員会、市職員等で構成され、現地での意見交換なども行いながら不定期で開催しました。今後も、ほっ湯アップルを地域としてどう盛り上げていくことができるかを議論する場として期待するところです。

(3) 新紙幣及び電子決済対応の券売機の導入

令和5年10月には新券売機を導入し、令和6年度実施予定の新紙幣に対応するだけでな

く、電子マネーやQRコードといったキャッシュレス決済にも対応することになりました。実績は次のとおりです。

		収納金額 (円)	収納件数 (件)	手数料率 (%)	決済手数料 (円)	振込金額 (円)	1件当たり (円)
電子マネー		160,800	157	3.000	4,966	155,393	1,024
QR決済	P a y P a y	392,950	339	3.200	12,572	820,523	1,159
	d 払い	243,350	121	3.400	8,270		2,011
	楽天ペイ	108,150	88	2.945	3,182		1,229
	a u P A Y	106,750	118	2.500	2,667		905
合計		1,012,000	823		31,657	975,916	1,230

年度末までの約5か月間で1,012千円の使用実績があり、この間の利用料収入全体の約16,000千円のうち、約6%がキャッシュレス決済によるものでした。

(4) 経営診断の実施

令和5年11月には、多くの課題を抱えたほっ湯アップルを現状分析することで、今後も安定的、継続的なサービスを提供するため、客観的に評価、測定を行う必要があるとの飯田市の認識から、中小企業診断士による経営診断を受けました。

診断結果では、収益の悪化はコロナ禍の影響が大きく、日帰り入浴施設＋健康教室というビジネスモデルが陳腐化した訳ではないため、当社からの基本的なアクションで十分に取り戻せるレベルであること。一方で深刻なのは、経営レベル、現場レベル両面での「事業承継」であり、特に経営レベルの事業承継は地域全体あるいは施設管理者と一体となつて対応策を検討する必要があること。そして、飯田市の高齢人口は増加又は高止まりすることが確実な状況で、他に健康増進を目的（コンセプト）にした日帰り入浴施設もないことから、当施設の社会的役割と公益性は今まで以上に重要になる、といった内容が示されました。

(5) 新そばまつりの開催

令和5年12月9日には、昨年に続き4回目となる新そばまつりを開催しました。前回、前々回と同様に館内の試食は実施せず、入場券1枚と2人前のお持ち帰りのセットを予約販売のみとしました。

開催のPRは松尾地区内へのチラシの回覧と館内での周知のみで、計100枚（200食）用意しましたが、参加者からは好評で「楽しみにしている」との声をいただきました。

(6) 松尾地区内幼稚園及び保育園の卒園児の無料招待

令和6年2月には、昨年に引き続き卒園児の無料招待を実施し、松尾地区内の保育園及び幼稚園の3園から延べ116名の卒園児を招待しました。

お土産としてお絵かき帳とクレヨンを渡し、卒園児の皆さんも大変喜んでいました。

(7) 施設改修工事の実施

令和5年飯田市議会第4回定例会において改修工事の補正予算案が可決され、開業満25周年の令和6年8月5日に向けて改修工事の準備が整いました。工事内容は、内装改修、外壁塗装、駐車場の整備、照明器具のLED化、設備機器・衛生器具の更新などを実施し、総工費は約8,400万円です。

工期は令和6年4月1日から同年5月31日までで、この間は臨時休館となります。

3 施設の利用状況

(1) 営業日数及び入場者数

今期は、施設を通年328日間営業しました（休業日及び臨時休館日を除く。前期は340日

間、前々期は248日間営業）。

今期の延べ利用者数は99,370人、1日平均303人（前期は98,170人、1日平均で289人前々期は74,980人、1日平均で302人）であり、前期と比べ入場者数は増加しました。

令和5年度 飯田市健康増進施設 月別入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業日数	日 28	日 29	日 28	日 29	日 30	日 28	日 30	日 26	日 26	日 25	日 25	日 24	日 328
入場者数	人 8,479	人 9,326	人 7,264	人 7,867	人 8,725	人 7,841	人 8,590	人 7,975	人 8,536	人 8,832	人 8,151	人 7,784	人 99,370
1日平均 入場者数	人 303	人 322	人 259	人 271	人 291	人 280	人 286	人 307	人 328	人 353	人 326	人 324	人 303

参考：開業以来の入場者数 3,274,645人（令和6年3月31日現在）

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した以降も入場者数は依然として低迷しており、高齢化の進展に伴い常連客や教室受講生が減少していることが影響しています。

この5年間の入場者数の推移は次のとおりです。

過去5年度の入場者数及び平成31年度と令和5年度の比較

	年間入場者数 (人)	年間営業日数 (日)	1日当たり 入場者数 (人)
平成31/令和元年度	125,975	345	365
令和2年度	73,557	263	280
令和3年度	74,980	248	302
令和4年度	98,170	340	289
令和5年度	99,370	328	303
対 31年度比較	△26,605	△17	△62
対 31年度増減率	78.9%	95.1%	83.0%

コロナ禍前の5年前と比較すると、入場者数は約21%減少、1日当たりで比較しても62人（約17%）の減少となっており、コロナ禍からの戻りが鈍い状況は前期と同様でした。

(2) 食堂利用状況（麺類11種類、御飯類4種類、飲物、おつまみ等を提供）

食堂の売上高は6,152,049円で、前期と比べて約45万円の増収でした。

(3) 自動販売機等利用状況

自動販売機等の売上高は924,928円で、前期と比べて約8万円の減収でした。

4 水中運動教室及び床運動教室の開催状況

施設で開講している水中運動教室や床運動教室では、お客様の様々な需要に応じた教室を設けています。

運動教室の受講者は、水中運動6,943人、床運動4,574人で年間計11,517人の利用があり、前期に比べ0.5%減とほぼ同等でした。床運動の受講者がやや増加した一方で、水中運動の受講者が減少していることから、新規受講者確保のための様々な方策を検討していくことが課題です。

また、運動教室に併せて看護師が行っている健康相談の実績件数は9,273件で、2.2%の減少でした。

5 施設管理の状況

(1) 施設内の修繕等

ペレットボイラーの経年劣化による基板交換、プールジャグジー風呂のろ過器ろ材の交換、灯油ボイラーのコントローラー取替えなどを行いました。

また、3月5日の営業開始時より湯温が上がらなかったため、調査したところ給湯ポンプの故障が判明し、モーター交換を行いました。部品の交換に3日程度を要したため、3月6日から8日まで臨時休館することとなり、ご迷惑をおかけする事態となってしまいました。

(2) 日常管理

浴室及び脱衣室に関しては、温泉の温度管理を精度の高い自動制御装置を導入して行い、当社従業員が毎日浴槽の温泉の入替えを行っています。清掃は毎日営業前、営業中及び営業後に従業員が適切な方法で実施し、また、定期的に専門業者へ委託して行っています。

運動浴槽に関しては、温泉の入替えを定期に実施し、同時に可動床の上部から下部まで清掃をしており、清潔な水質を維持し水中運動等にご利用いただけるよう努めています。

休憩スペース、多目的ホール及び会議室は営業開始前に清掃し、営業中も巡回して利用者がいつも快適に過ごせるよう、クリーンな環境づくりに努めています。

源泉設備及び機械室は大変重要な設備で、専門業者に委託し定期的にメンテナンスしています。また、日常点検は従業員が漏れなく実施し、設備を適切に操作して運用し、利用者にご不便をおかけしないよう細心の注意を払っています。

浄化槽、防災施設、地下タンク、高圧電気設備、自動車等の維持管理は法令遵守に心がけ、義務付けられている点検や整備は遅滞なく実施しています。経年劣化等の状況変化に対応すべく、日々の保守管理を欠かさないようにしています。

6 損益計算状況

今期の売上高は対前期6.2%、3,643千円増の62,281千円となりました。売上総利益も対前期7.2%、3,435千円増加の51,327千円となりました。前期営業日数に対し当年度の営業日数が328日と12日減少しているにもかかわらず、令和5年2月の入場料改定（大人500円を600円に改定）の効果もあり、増収増益となりました。

一方、販売費及び一般管理費は対前期4.6%、2,701千円増加の61,120千円となりました。特に固定費的な性格が強い実質人件費は、派遣スタッフの採用を行ったため大きな増加となりました。派遣スタッフの採用は、当社にとっては初めてのことです。

経費のうち大きな割合を占める人件費と水道光熱費の5年間の推移は次のとおりです。

過去5年度の人件費及び水道光熱費並びに平成30年度と令和5年度の比較

	実質人件費（千円）			水道光熱費（千円）					
	販売員 給与	派遣 人件費	合計	電気料	LPガス 代	水道料	ペレット 代	灯油代	合計
平成30年度	20,163	—	20,163	7,985	669	5,203	7,461	358	21,676
H31/R元年度	22,323	—	22,323	7,917	705	4,229	6,282	391	19,524
R2年度	21,566	—	21,566	6,182	515	2,056	5,488	125	14,366
R3年度	21,557	—	21,557	6,867	524	2,215	5,004	237	14,847
R4年度	23,102	—	23,103	10,875	652	2,681	6,803	195	21,206
R5年度	23,336	1,003	24,339	9,642	604	3,305	6,591	440	20,582
5年前増減額	3,074	1,003	4,107	1,657	△65	△1,898	△870	82	△1,094
5年前対比	115.7%	—	120.7%	120.8%	90.3%	63.5%	88.3%	122.9%	95.0%

※令和元年12月から井戸が稼働したため、水道料が減少

実質人件費のうち販売員給与は、最低賃金引き上げや新入職員教育のための重複勤務などにより、5年前より15.7%増となりました。また、水道光熱費のうち電気料は5年前より20.8%増となりました。これらの影響もあり、営業損失として9,793千円を計上することとなりました。

コロナ禍以降は当社にとって非常に厳しい局面が継続していることから、施設の設置者であり、当社の最大株主である飯田市に対し、これまでも指定管理料の支払い等による経営支援を要請してまいりました。

今期はそれが実現に至り、営業外収益として飯田市からの指定管理料7,461千円を計上し、経常損失は2,065千円となりました。

7 施設の概要

(1) 施設の規模

ア 敷地面積 2,972.52㎡

イ 建物延床面積 1,736.7㎡

(2) 主な設備

ア 浴室、露天風呂、脱衣ロッカー（280人分）

イ 可動床を備えた運動浴槽（広さ20m×8m、水深0.3mから1.1mまで）

ウ 歩行浴槽（広さ15m×2m、水深1.0m）

エ ジャグジー、リフト付き浴室

オ 多目的ホール、研修室、会議室

カ 軽食堂、昼休憩室、交流スペース

キ ペレットボイラー、太陽光発電設備

ク 井戸

(3) 源泉名

松尾水神温泉（掘削深度 1,700m、泉温 39.6℃）

(4) 泉質

水素イオン濃度 ph10.13のアルカリ性単純泉（アルカリ性低張性温泉）

8 当社の概要

以下、今期末（令和6年3月31日時点）の状況

(1) 株式の状況

ア 発行済みの株式の総数 200株

イ 株主、持株数等

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
飯田市	100	50.0
小木曾 博人	22	11.0
小澤 千亮	18	9.0
鋤柄 富男	18	9.0
今村 昭一	18	9.0
田中 一明	9	4.5
齊藤 徹	9	4.5
加藤 千寿子	6	3.0
合 計	200	100.0

(2) 役員

役 職 名	氏 名
代表取締役社長	小木曾 博人
取締役	鋤柄 富男
取締役	田中 一明
取締役	齊藤 徹
取締役	小澤 千亮
取締役	今村 昭一
取締役	高田 修
監査役	宮澤 直人
監査役	松島 基喜

(3) 従業員の状況

従業員数等	常勤の男子（支配人を含む。）	5人	計 16人
	非常勤の男子	1人	
	常勤の女子	10人	

貸借対照表

令和6年3月31日現在

株式会社 飯田健康温泉

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	今期決算額	前期決算額	科 目	今期決算額	前期決算額
	円	円		円	円
【流動資産】	32,197,007	36,554,480	【流動負債】	6,692,528	9,305,943
現金・預金	30,243,026	35,046,472	買掛金	2,947,474	3,407,264
売掛金	591,200	433,500	未払金	678,264	125,276
棚卸資産	845,913	916,677	未払費用	1,128,784	1,029,950
前払費用	52,800	52,800	未払法人税等	71,000	71,000
繰延税金資産	253	158	未払消費税等	1,592,300	1,097,700
未収入金	32,620	96,058	前受金	151,400	3,435,050
立替金	420,860	9,391	預り金	123,306	139,703
仮払金	18,750	0	仮受金	0	0
貸倒引当金	△ 8,415	△ 576	リース未払金	0	0
【固定資産】	6,038,062	7,171,418	【固定負債】	0	0
(有形固定資産)	5,941,158	7,074,514	長期リース未払金	0	0
建物	79,939	109,994	【引当金】	0	0
構築物	1,619,537	1,911,048	負債の部 合計	6,692,528	9,305,943
機械・装置	2,521,286	3,162,831	純 資 産 の 部		
工具・器具・備品	607,671	659,136			
建物付属設備	1,112,725	1,231,505	【株主資本】	31,542,541	34,419,955
リース資産	0	0	資本金	10,000,000	10,000,000
一括償却資産	0	0	資本剰余金	0	0
(無形固定資産)	96,904	96,904	利益剰余金	21,542,541	24,419,955
電話加入権	96,904	96,904	(利益準備金)	2,500,000	2,500,000
(投資その他の資産)	0	0	(その他利益剰余金)	19,042,541	21,919,955
預託金	0	0	別途積立金	15,666,000	25,666,000
長期前払費用	0	0	役員退職積立金	608,000	1,304,000
【繰延資産】	0	0	繰越利益剰余金	2,768,541	△ 5,050,045
資産の部 合計	38,235,069	43,725,898	純資産の部 合計	31,542,541	34,419,955
			負債・純資産の部 合計	38,235,069	43,725,898

損 益 計 算 書

株式会社 飯田健康温泉

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

科 目	今 期 決 算 額		前 期 決 算 額	
『経常損益の部』 (営業損益の部)	円		円	
【売上高】				
温泉施設利用料	46,153,260		42,429,362	
食堂売上高	6,152,049		5,700,229	
販売機等手数料収入	924,928		1,006,057	
教室収入	9,106,398	62,336,635	9,526,806	58,662,454
売上値引・戻り高		<u>△ 55,228</u>		<u>△ 23,999</u>
		62,281,407		58,638,455
【売上原価】				
期首棚卸高		395,197		298,383
商品仕入高	635,658		639,313	
食材等仕入高	3,214,164		2,997,420	
支払手数料等	7,054,665	10,904,487	7,206,639	10,843,372
合 計		11,299,684		11,141,755
期末棚卸高		<u>345,553</u>		<u>395,197</u>
売上総利益		51,327,276		47,891,897
【販売費及び一般管理費】				
販売費・一般管理費		61,120,461		58,419,266
営業利益（損失）		<u>△ 9,793,185</u>		<u>△ 10,527,369</u>
(営業外損益の部)				
【営業外収益】				
受取利息割引料		1,691		1,053
貸倒引当金戻入額		0		0
雑収入		<u>7,726,080</u>		<u>4,155,548</u>
		7,727,771		4,156,601
【営業外費用】				
繰延資産償却		<u>0</u>		<u>0</u>
経常利益		<u>△ 2,065,414</u>		<u>△ 6,370,768</u>
『特別損益の部』				
【特別利益】				
貸倒引当金戻入額		0		1,329
役員退職積立金戻入		<u>741,000</u>		<u>0</u>
		741,000		1,329
【特別損失】				
固定資産売却・除却損		0		0
役員退職金		<u>741,000</u>		<u>0</u>
		741,000		0
税引前当期純利益		<u>△ 2,065,414</u>		<u>△ 6,369,439</u>
法人税、住民税及び事業税		71,000		71,000
法人税等調整額		<u>0</u>		<u>0</u>
当期純利益		<u>△ 2,136,414</u>		<u>△ 6,440,439</u>

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 飯田健康温泉

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

科 目	今 期 決 算 額	前 期 決 算 額
	円	円
販 売 員 給 与	23,335,675	23,101,802
広 告 宣 伝 費	225,141	171,304
厨 房 用 消 耗 品 費	170,348	195,259
環 境 整 備 費	3,459,096	2,964,197
賃 借 料	114,000	114,000
自 動 車 費	227,702	167,935
役 員 報 酬	990,000	390,000
従 業 員 賞 与	590,000	300,000
法 定 福 利 費	1,735,152	1,917,742
厚 生 費	977,352	734,337
派 遣 人 件 費	1,003,213	0
減 価 償 却 費	1,133,356	1,169,466
リ ー ス 料	584,127	229,127
地 代 家 賃	97,479	97,479
修 繕 費	757,400	555,700
事 務 用 消 耗 品 費	432,952	434,488
通 信 交 通 費	338,144	366,862
水 道 光 熱 費	20,580,967	21,205,270
租 税 公 課	79,000	93,200
寄 付 金	0	0
接 待 交 際 費	106,091	63,663
保 険 料	158,500	157,280
備 品 ・ 消 耗 品 費	382,608	320,618
管 理 諸 費	3,354,414	3,416,246
会 議 打 ち 合 わ せ 費	42,490	28,000
貸 倒 償 却	7,839	0
雑 費	237,415	225,291
合 計	61,120,461	58,419,266

利益処分計算書

科 目	金 額
	円
【 当期末利益剰余金 】	2,768,541
【 任意積立金取崩高 】	0
合 計	2,768,541
【 利益剰余金処分数額 】	0
当 期 純 損 失	2,136,414
合 計	2,136,414
【 次期繰越利益剰余金 】	632,127

監 査 報 告

第26期事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

令和6年5月2日

株式会社 飯田健康温泉

監 査 役 宮 澤 直 人

監 査 役 松 島 基 喜

事業計画書

第27期

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

株式会社飯田健康温泉 事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第27期の事業について、次のとおり計画します。

1 方針

新型コロナウイルス感染症も収束の方向に向かい、平時の経済活動へと移行しつつあります。しかしながら、施設における入場者数の回復には、なお時間がかかるものと予想されます。

休業明けの6月1日からの経営状況も厳しい環境に置かれるものと考えますが、改装、リニューアルオープンを絶好の好機と捉え、入場者数の増加施策等を打ち、改めて地域社会における認知度を上げていくべく行動してまいります。

施設の指定管理者として、飯田市が取り組む住民の健康増進に寄与すべく、安全でお客様が安心して利用できる施設の維持及び管理に努めてまいります。

2 事業計画

(1) 施設について、その将来性を高めるため、次のとおり運営します。

ア 湯量豊富な天然温泉という経営資源を生かして温泉プールの利用を進めるとともに、各運動教室の内容を充実させ、住民に愛用され、住民の健康増進に役立つ施設運営を行います。

イ 今後も水道光熱費、各種仕入れ材料などの値上がりが予想されますが、経費削減に取り組み、健全経営に努めます。

ウ 木質ペレットボイラーの効率的な運転を行い、環境文化都市として温暖化の防止に貢献します。

(2) 施設の環境保全に関して、次のことを行います。

ア 定期的に水質検査を実施し、レジオネラ菌その他の雑菌は滅菌し排除します（法令に基づく浴槽水の衛生管理に留意し、貯湯タンクの清掃の際の洗浄殺菌剤の投与、運動浴槽の定期的な清掃及び殺菌の管理を厳重に行い、常に清潔かつ安全な温泉水を維持します）。

イ 露天風呂、休憩スペースなどの衛生管理を徹底します。

ウ 施設の点検を適切に行い、修理及び老朽化について早期に、かつ、計画的に対応します。

(3) 施設の認知度を全市的に高め、利用者を増やすために、次のことに取り組みます。

ア 緑ヶ丘中学校1年生のふるさと学習テーマとしてほっ湯アップルの経営改善が取り上げられ、そのなかで中学生向け料金新設の要望がありました。これを受けて、新たな需要を生み出す施策として中学生、高校生向けの料金として1人500円、回数券5,000円を新設し、6月1日より開始します。

イ リニューアルオープンの6月1日、開業満25周年となる8月5日を目途に行う記念事業については、地域へのPRを重点的に行うよう準備を進めていきます。

ウ 公共交通機関（巡回バス）の停留所があることを生かし、利用者の拡大につなげます。

エ 飯田エフエム放送株式会社、株式会社飯田ケーブルテレビ、新聞社などの地元報道機関等との提携を強化します。また、フリーペーパーなども活用し、PRを強化します。

オ 松尾地区まちづくり委員会等の地域団体との連携により、多目的ホール、会議室、松尾天竜グラウンドの有効活用も考慮しながら事業を進めます。

カ そば祭りなどのイベントを継続して開催するとともに、新規のイベントについても検討し、利用者に親しまれる施設を目指します。

キ ポスターの掲示やチラシの配布と合わせ、ホームページからの情報提供を行います。

(4) 水中運動教室及び床運動教室の内容について、多くの受講者の声を聴きながら更なる内容の充実を図り、継続受講者の確保とともに新規受講者の拡大に努めます。

- (5) 社会貢献及び善意事業として、無料招待、無料開放、無料入場等を実施します。
- (6) 従業員の接客サービス及びマナーの向上並びに非常時における対応の訓練、救急救命技術習得などにより、施設の利用に係る安心と安全の向上を図ります。
- (7) 看護師による利用者の健康相談を行うことで、お客様の健康管理に寄与します。
- (8) 食堂において四季折々の食材を利用するなど年間を通して利用者に喜ばれる魅力あるメニューの提供を行い、また新たなメニューの開発と味の研究にも取り組みます。
- (9) 好評をいただいている直売の季節野菜や果物の品ぞろえを充実させるため、生産者の情報、売れ筋情報の収集を進め、新鮮かつ安価、要望のある商品の提供に努めるとともに、出荷いただく方々の増加を図ります。

報告第22号

一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和6年5月21日報告

飯田市長 佐藤 健

令和5年度

事業報告及び決算報告書

一般財団法人 飯田勤労者共済会

1 事業総括

当共済会は、昭和53年の創設以来、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主に対する福利厚生事業を実施することで、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与してまいりました。

令和2年からは新型コロナウイルス感染症の流行により、当共済会においても事業の見直し等をせざるを得ない状況ではありましたが、会員への還元サービスや感染拡大防止に配慮した各種事業などの工夫を凝らした事業を続けてまいりました。令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に定義されたため、各種事業の実施を従来の事業形態に近づけてまいりました。新規事業の「美食ディナー」は2回の開催が共に満杯となり、同じく新規事業の「酒蔵見学と地酒の呑み比べ」も多くの参加者を集めるなど会員に喜んでいただくことができました。コロナ禍で利用者数が伸びなかった「人形劇フェスタワッペン」、「スポーツ観戦」、「テーマパーク利用」等の助成や「出前交通安全教室」、「健康教室」等の利用者は大きく増加しました。

会員数については、加入推進員等と連携するとともに、会員からの未加入事業所の紹介による事業所への訪問、ダイレクトメール、地元ラジオや地元新聞バナー広告等による加入促進の強化に取り組みましたが、コロナ禍による事業所数の減少の影響もあり、年度末には会員数14,000人の目標を僅かながら下回ることであります。

また「給付規程」の制定や「会員規程」の改正、各種申請書様式の見直しを行い、会員が分かり易く利用し易い共済会となるよう様々な事務改善を図り、サービスの向上を進めてまいりました。

(1) 現状と主な取組

ア 令和6年4月1日現在の共済会加入事業所は1,470事業所、会員数は13,915人となっています。

イ 通常の加入推進活動に加え8月から10月までを加入推進強化月間として、理事をはじめ関係する皆さんと協力して加入推進を行いました。

また、未加入事業所へのダイレクトメール、地元新聞や地域情報誌、市町村広報誌への広告掲載、地元FMラジオによる広報やバナー広告など、幅広く宣伝活動を行いました。

ウ 会報「共済会だより」を年9回発行し、会員へ情報提供を行い、各種事業への参加を呼びかけました。

(2) 実施した事業

ア 共済給付事業、健康管理給付事業、お楽しみ大抽選会、体育施設の利用助成、スポーツ観戦助成、各種イベントへの参加助成及びテーマパークの利用助成の実施

イ 各種スポーツ大会、定年準備セミナー、美食ディナー、酒蔵見学と地酒の呑み比べ等の開催

ウ 指定割引施設の拡充に向けた取組

2 会員

	R6. 4. 1 現在	R5. 4. 1 現在	増 減	増減率	増減内訳	
					入会	脱会
事業所数	1,470所	1,504所	△ 34所	△ 2.26%	12所	46所
会 員 数	13,915人	13,985人	△ 70人	△ 0.50%	1,056人	1,126人

3 共済事業

共 済 事 由			件数(件)	独自給付(円)	全労済協会等 給付(円)	合計(円)
祝 金	地 元 定 着 促 進 就 職 祝 金		75	750,000	－	750,000
	結 婚 祝 金		106	1,060,000	－	1,060,000
	銀 婚 祝 金		108	1,080,000	－	1,080,000
	金 婚 祝 金		43	430,000	－	430,000
	出 生 祝 金		207	2,070,000	－	2,070,000
	小 学 校 入 学 祝 金		304	2,432,000	－	2,432,000
	中 学 校 入 学 祝 金		380	3,040,000	－	3,040,000
慰 労 金	50歳以上 退職慰労金	会員期間7年～15年未満	83	830,000	－	830,000
		会員期間15年以上	212	4,240,000	－	4,240,000
見 舞 金	傷病見舞金	休業連続14日以上	85	680,000	－	680,000
		休業連続30日以上	131	1,310,000	－	1,310,000
特 別 給 付 金	70 歳 特 別 給 付 金		138	414,000	－	414,000
	第 2 号 会 員 特 別 給 付 金		40	320,000	－	320,000
	高齢者記念品	71歳以上	1,412	1,524,960	－	1,524,960
死 亡 見 舞 金	会 員 死 亡		28	2,800,000	－	2,800,000
	配 偶 者 死 亡		25	750,000	－	750,000
	子 供 死 亡		6	60,000	－	60,000
	親 死 亡		502	3,012,000	－	3,012,000
重 度 障 害 見 舞 金			－	－	－	－
住 宅 災 害 保 険 金	【火災等による】 会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	2	－	200,000	200,000
		30%以上50%未満	－	－	－	－
		20%以上30%未満	－	－	－	－
		20%未満	1	－	20,000	20,000
	【自然災害による】 会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	－	－	－	－
		20%以上70%未満	1	－	15,000	15,000
		20%未満	2	－	6,000	6,000
		会員の居住する建物の床上浸水	－	－	－	－
	住宅災害による会員の同居親族の死亡		1	－	10,000	10,000
健康管理給付金		40歳	245	1,470,000	－	1,470,000
		50歳	394	2,364,000	－	2,364,000
		60歳	278	1,668,000	－	1,668,000
合 計			4,809	32,304,960	251,000	32,555,960

4 受託事業

飯田市勤労者福祉センター受付等業務 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 会議

- (1) 理事会 3回開催 4月14日（書面決議）、5月10日、3月5日
- (2) 定時評議員会 1回開催 5月29日
- (3) 臨時評議員会 2回開催 4月28日（書面決議）、3月15日
- (4) あり方研究委員会 1回開催 10月3日

6 加入促進

- (1) 未加入事業所へのDM発送後、加入推進担当による事業所への電話、訪問勧誘
- (2) 加入推進員及び会員等からの紹介による未加入事業所への電話、訪問勧誘
- (3) 加入推進強化月間（8月から10月まで）の実施
- (4) 新聞、地域情報誌、市町村広報誌、地元FMラジオ、バナー広告等による広告宣伝の実施

7 共済会だよりの発行

9回発行（5・6月、9・10月及び1・2月は合併号）

貸借対照表

令和6年03月31日現在

1/2

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,602,674	21,099,469	△2,496,795
現金	32,919	33,495	△576
現金（一般会計）	32,919	33,495	△576
普通預金	18,569,755	21,065,974	△2,496,219
飯田信用金庫（一般会計）	14,538,213	20,950,926	△6,412,713
飯田信用金庫（一般会計 預り金）	441,756	109,200	332,556
八十二銀行	718	1,377	△659
長野銀行	1,058	771	287
長野県信用組合	979	1,174	△195
アルプス中央信用金庫	899	538	361
労働金庫	3,585,285	902	3,584,383
みなみ信州農協	847	1,086	△239
未収会費	3,000	0	3,000
未収金	17	0	17
貯蔵品	44,501	73,510	△29,009
前払金	271,400	6,800	264,600
流動資産合計	18,921,592	21,179,779	△2,258,187
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
給付積立資産	85,171,000	85,171,000	0
記念事業積立資産	2,100,000	2,100,000	0
運営積立資産	19,456,000	17,456,000	2,000,000
特定資産合計	106,727,000	104,727,000	2,000,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	2	2	0
什器備品	239,945	428,773	△188,828
ソフトウェア	2,543,750	3,368,750	△825,000

貸借対照表

令和6年03月31日現在

2/2

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
電話加入権	39,680	39,680	0
預託金	17,570	17,570	0
出資金	372,000	372,000	0
その他固定資産合計	3,212,947	4,226,775	△1,013,828
固定資産合計	139,939,947	138,953,775	986,172
資産の部合計	158,861,539	160,133,554	△1,272,015
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	871,515	260,643	610,872
前受金	117,600	115,200	2,400
預り金	48,625	0	48,625
流動負債合計	1,037,740	375,843	661,897
負債の部合計	1,037,740	375,843	661,897
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	157,823,799	159,757,711	△1,933,912
(うち基本財産への充当額)	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	106,727,000	104,727,000	2,000,000
正味財産合計	157,823,799	159,757,711	△1,933,912
負債及び正味財産合計	158,861,539	160,133,554	△1,272,015

正味財産増減計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

1/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	13,266	△13,266
基本財産受取利息	0	13,266	△13,266
受取会費	55,012,000	55,196,800	△184,800
受取入会金	208,600	199,600	9,000
受取入会金	208,600	199,600	9,000
受取会費	54,803,400	54,997,200	△193,800
受取会費	50,574,300	50,755,800	△181,500
受取負担金	4,229,100	4,241,400	△12,300
事業収益	8,102,903	5,692,725	2,410,178
生活安定事業収益	332,403	99,245	233,158
住宅災害保険金収益	251,000	0	251,000
還元金	81,403	99,245	△17,842
健康維持増進事業収益	228,000	183,200	44,800
参加者負担金	0	19,200	△19,200
補助事業収益	228,000	164,000	64,000
自己啓発等事業収益	7,542,500	5,410,280	2,132,220
ふれあい事業負担金	522,700	199,500	323,200
補助事業収益	7,019,800	5,210,780	1,809,020
受取補助金	12,676,500	12,839,400	△162,900
受取補助金	12,676,500	12,839,400	△162,900
受取地方公共団体補助金	12,676,500	12,839,400	△162,900
雑収益	2,274,819	2,368,222	△93,403
雑収益	2,274,819	2,368,222	△93,403
受取利息	3,675	3,708	△33
業務受託収益	1,969,000	1,969,000	0
雑収益	302,144	395,514	△93,370
経常収益計	78,066,222	76,110,413	1,955,809
(2) 経常費用			
事業費	54,099,685	50,975,976	3,123,709

正味財産増減計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

2/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
入場料	128,000	146,000	△18,000
旅費交通費	9,410	12,490	△3,080
通信運搬費	1,402,385	1,599,747	△197,362
消耗品費	3,890,069	3,114,884	775,185
印刷製本費	3,147,540	3,062,840	84,700
広告宣伝費	556,900	629,500	△72,600
賃借料及び使用料	38,455	22,625	15,830
保険料	6,789	5,956	833
住宅災害保険料	337,178	338,372	△1,194
共済給付金	27,053,960	26,569,372	484,588
健康管理給付金	5,502,000	5,652,000	△150,000
諸謝金	445,164	395,700	49,464
手数料	71,218	26,900	44,318
助成金	10,866,397	9,161,590	1,704,807
推奨ツアー費	0	24,000	△24,000
食糧費	644,220	214,000	430,220
管理費	25,900,449	24,867,508	1,032,941
給料手当	15,594,917	14,448,124	1,146,793
福利厚生費	2,420,751	2,380,385	40,366
退職共済掛金	600,000	600,000	0
会議費	203,599	345,480	△141,881
旅費交通費	121,180	63,130	58,050
通信運搬費	1,672,299	1,407,440	264,859
減価償却費	1,013,828	1,118,857	△105,029
什器備品	188,828	362,607	△173,779
ソフトウエア	825,000	756,250	68,750
消耗品費	673,333	932,617	△259,284
修繕費	32,007	64,240	△32,233
印刷製本費	178,420	138,910	39,510
燃料費	118,590	126,183	△7,593
賃借料及び使用料	415,108	319,971	95,137
保険料	164,490	177,070	△12,580

正味財産増減計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

3/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
諸謝金	712,939	782,026	△69,087
手数料	1,601,131	1,582,350	18,781
役員退職慰労金	30,000	90,000	△60,000
租税公課	121,432	111,800	9,632
支払負担金	226,425	178,925	47,500
経常費用計	80,000,134	75,843,484	4,156,650
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,933,912	266,929	△2,200,841
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△1,933,912	266,929	△2,200,841
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△1,933,912	266,929	△2,200,841
当期一般正味財産増減額	△1,933,912	266,929	△2,200,841
一般正味財産期首残高	159,757,711	159,490,782	266,929
一般正味財産期末残高	157,823,799	159,757,711	△1,933,912
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	157,823,799	159,757,711	△1,933,912

財 産 目 録

令和6年03月31日現在

1/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	18,602,674		
現金	32,919		
現金（一般会計）	32,919		
普通預金	18,569,755		
飯田信用金庫（一般会計）	14,538,213		
飯田信用金庫（一般会計 預り金）	441,756		
八十二銀行	718		
長野銀行	1,058		
長野県信用組合	979		
アルプス中央信用金庫	899		
労働金庫	3,585,285		
みなみ信州農協	847		
未収会費	3,000		
未収金	17		
貯蔵品	44,501		
前払金	271,400		
流動資産合計		18,921,592	
2.固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000		
基本財産合計	30,000,000		
(2) 特定資産			
給付積立資産	85,171,000		
飯田信用金庫 定期預金	34,500,000		
八十二銀行 定期預金	17,000,000		
長野銀行 定期預金	6,671,000		
長野県信用組合 定期預金	7,000,000		
労働金庫 定期預金	10,000,000		
みなみ信州農協 定期貯金	10,000,000		
記念事業積立資産	2,100,000		

財 産 目 録

令和6年03月31日現在

2/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
長野県信用組合 定期預金	1,000,000		
ｱﾙﾌﾟｽ中央信用金庫 定期預金	1,100,000		
運営積立資産	19,456,000		
長野銀行 定期預金	4,300,000		
長野県信用組合 定期預金	4,493,000		
ｱﾙﾌﾟｽ中央信用金庫 定期預金	6,248,000		
労働金庫 定期預金	3,600,000		
みなみ信州農協 定期貯金	815,000		
特定資産合計	106,727,000		
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	2		
車両運搬具（一般会計）	2		
什器備品	239,945		
什器備品（一般会計）	239,945		
ソフトウェア	2,543,750		
ソフトウェア（一般会計）	2,543,750		
電話加入権	39,680		
預託金	17,570		
預託金（一般会計）	17,570		
出資金	372,000		
飯田信用金庫 出資金	5,000		
労働金庫 出資金	367,000		
その他固定資産合計	3,212,947		
固定資産合計		139,939,947	
資産合計			158,861,539
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	871,515		
未払金（一般会計）	871,515		
前受金	117,600		
前受金	117,600		
前受次年度事業負担金	117,600		

財 産 目 録

令和6年03月31日現在

3/3

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
預り金	48,625		
預り金	48,625		
職員所得税	0		
住民税	0		
雇用保険料	0		
社会保険料	48,625		
その他 源泉所得税	0		
流動負債合計		1,037,740	
固定負債合計		0	
負債合計			1,037,740
正味財産			157,823,799

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具及び什器備品については、定率法により計算している。

ソフトウェアについては、定額法により計算している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
小 計	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	0	85,171,000
記念事業積立資産	2,100,000	0	0	2,100,000
運営積立資産	17,456,000	2,000,000	0	19,456,000
小 計	104,727,000	2,000,000	0	106,727,000
合 計	134,727,000	2,000,000	0	136,727,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対する 額)
基本財産 定期預金	30,000,000	0	30,000,000	0
小 計	30,000,000	0	30,000,000	0
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	85,171,000	0
記念事業積立資産	2,100,000	0	2,100,000	0
運営積立資産	19,456,000	0	19,456,000	0
小 計	106,727,000	0	106,727,000	0
合 計	136,727,000	0	136,727,000	0

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,724,250	2,724,248	2
什器備品	3,093,036	2,853,091	239,945
ソフトウェア	4,125,000	1,581,250	2,543,750
合 計	9,942,286	7,158,589	2,783,697

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金 地方公共団体補助金	飯田市	0	12,676,500	12,676,500	0	
合 計		0	12,676,500	12,676,500	0	

附属明細書

- ・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているので、内容の記載を省略した。

収支計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

1/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	7,000	0	7,000	
基本財産利息収入	7,000	0	7,000	
会費収入	54,399,000	55,012,000	△613,000	
入会金収入	189,000	208,600	△19,600	
入会金収入	189,000	208,600	△19,600	
会費収入	54,210,000	54,803,400	△593,400	
会費収入	50,040,000	50,574,300	△534,300	
負担金収入	4,170,000	4,229,100	△59,100	
事業収入	8,018,000	8,102,903	△84,903	
生活安定事業収入	128,000	332,403	△204,403	
住宅災害保険金収入	29,000	251,000	△222,000	
還元金収入	99,000	81,403	17,597	
健康維持増進事業収入	632,000	228,000	404,000	
参加者負担金収入	32,000	0	32,000	
補助事業収入	600,000	228,000	372,000	
自己啓発等事業収入	7,258,000	7,542,500	△284,500	
ふれあい事業負担金収入	501,000	522,700	△21,700	
補助事業収入	6,757,000	7,019,800	△262,800	
補助金収入	12,676,000	12,676,500	△500	
補助金収入	12,676,000	12,676,500	△500	
地方公共団体補助金収入	12,676,000	12,676,500	△500	
雑収入	2,060,000	2,274,819	△214,819	
雑収入	2,060,000	2,274,819	△214,819	
利息収入	3,000	3,675	△675	
業務受託収入	1,969,000	1,969,000	0	
雑収入	88,000	302,144	△214,144	
事業活動収入計	77,160,000	78,066,222	△906,222	
2. 事業活動支出				
事業費支出	63,175,000	54,099,685	9,075,315	
入場料支出	168,000	128,000	40,000	

収支計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

2/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
会費還付金支出	2,000	0	2,000	
旅費交通費支出	78,000	9,410	68,590	
通信運搬費支出	1,611,000	1,402,385	208,615	
消耗品費支出	4,873,000	3,890,069	982,931	
印刷製本費支出	3,212,000	3,147,540	64,460	
広告宣伝費支出	711,000	556,900	154,100	
賃借料及び使用料支出	79,000	38,455	40,545	
保険料支出	20,000	6,789	13,211	
住宅災害保険料支出	345,000	337,178	7,822	
共済給付金支出	30,445,000	27,053,960	3,391,040	
健康管理給付金支出	6,042,000	5,502,000	540,000	
諸謝金支出	804,000	445,164	358,836	
手数料支出	98,000	71,218	26,782	
助成金支出	14,027,000	10,866,397	3,160,603	
食糧費支出	660,000	644,220	15,780	
管理費支出	26,712,000	24,886,621	1,825,379	
給料手当支出	15,644,000	15,594,917	49,083	
臨時雇賃金支出	10,000	0	10,000	
福利厚生費支出	2,542,000	2,420,751	121,249	
退職共済掛金支出	600,000	600,000	0	
会議費支出	248,000	203,599	44,401	
旅費交通費支出	485,000	121,180	363,820	
通信運搬費支出	1,828,000	1,672,299	155,701	
消耗品費支出	852,000	673,333	178,667	
修繕費支出	107,000	32,007	74,993	
印刷製本費支出	195,000	178,420	16,580	
燃料費支出	144,000	118,590	25,410	
賃借料及び使用料支出	474,000	415,108	58,892	
保険料支出	231,000	164,490	66,510	
諸謝金支出	1,066,000	712,939	353,061	
手数料支出	1,775,000	1,601,131	173,869	
理事長交際費支出	60,000	0	60,000	

収支計算書

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

3/3

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
役員退職慰労金支出	60,000	30,000	30,000	
租税公課支出	125,000	121,432	3,568	
負担金支出	246,000	226,425	19,575	
雑支出	20,000	0	20,000	
事業活動支出計	89,887,000	78,986,306	10,900,694	
事業活動収支差額	△12,727,000	△920,084	△11,806,916	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,000,000	2,000,000	0	
運営積立資産取得支出	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動収支差額	△2,000,000	△2,000,000	0	
Ⅲ 予備費支出				
予備費支出	700,000	0	700,000	
予備費支出	700,000	0	700,000	
当期収支差額	△15,427,000	△2,920,084	△12,506,916	
前期繰越収支差額	15,427,000	20,803,936	△5,376,936	
次期繰越収支差額	0	17,883,852	△17,883,852	

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金・預金、未収会費、未収金、貯蔵品、前払金、未払金、前受金及び預り金を含む。

なお、期首及び当期末残高は、下記2に記載のとおり。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

一般会計

(単位:円)

科 目	期首残高	当期末残高
現金・預金	21,099,469	18,602,674
未収会費	0	3,000
未収金	0	17
貯蔵品	73,510	44,501
前払金	6,800	271,400
合 計	21,179,779	18,921,592
未払金	260,643	871,515
前受金	115,200	117,600
預り金	0	48,625
合 計	375,843	1,037,740
次期繰越収支差額	20,803,936	17,883,852

令和6年4月24日

一般財団法人 飯田勤労者共済会
理事長 佐藤 健 様

一般財団法人飯田勤労者共済会

監事 今 泉 明 洋



監事 木 下 伸 二



監 査 報 告 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの、理事職務の執行、事業報告、計算関係書類に関して、本監査報告書を作成し、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からはその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、法人事務所において、業務及び財産の状況を調査した。
- (2) 当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について調査した。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の提出を求め、当該事業年度に係る計算関係書類について調査した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していると認めた。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めた。

令和6年度
事業計画及び予算書

一般財団法人 飯田勤労者共済会

令和6年度 一般財団法人 飯田勤労者共済会 事業計画書

1 事業方針

当共済会は、創設以来46年目を迎えました。この間、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主に対する福利厚生事業を実施することで、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与してまいりました。

昨年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、これまでの行動制限が撤廃され、人出の増加とともに各種イベントの開催、レジャーやインバウンド需要の高まりにより地域経済は徐々に回復傾向にあります。一方で、産業界の人材不足は大きな課題となっており、人材の確保や定着には働きやすい職場環境づくりが重要となっています。令和6年度はコロナ禍の経験を生かして事業者や会員のニーズに応えた、会員の満足度アップにつながる魅力ある福利厚生サービスを提供してまいります。

また、法人として安定した経営基盤を強化していくためには、とりわけ会員の拡大が重要となることから、会員14,000人台を目標に加入促進を進めるとともに、経費の削減等に留意し健全経営に努めます。

2 会員への主なサービス事業

(1) 生活安定事業

各種祝金・見舞金及び慰労金など給付事業を実施します。また、会員に喜ばれる給付事業とするため、既存事業の見直しを随時行います。

(2) 健康維持増進事業

会員の健康の維持増進を図るため、健康管理給付、インフルエンザ予防接種や人間ドック受診費用の助成、スポーツ大会開催、健康イベント参加助成及び健康増進施設の利用助成を実施します。

(3) 自己啓発・余暇活動事業

教養の向上や技術習得を図るとともに、充実した余暇時間を過ごし、リフレッシュ等を図るための事業を実施します。

ア スポーツ観戦事業

各種スポーツ観戦助成による会員のニーズに広く対応します。

イ 自主企画事業

「出前交通安全教室」、「美食ディナー」、「健康教室」、「そば打ち体験教室」、「酒蔵見学と地酒の呑み比べ」などの好評をいただいている事業を継続開催するとともに、新たに「安全作業講習会」など会員ニーズに基づいた事業を実施します。

ウ 入場券などの各種チケットの購入助成及び自己啓発助成事業

「オケ友」、「人形劇フェスタ」をはじめ「各種イベント参加チケット」、「テーマパーク等の利用券助成」、「お楽しみ大抽選会」の拡充を行うとともに、新たに「芸術鑑賞助成」や宿泊費の助成に対する要望をいただいていることから試行的な事業として「北陸4県応援宿泊助成（単年度）」を実施します。また、各種資格取得に関する受験料や各種講座の受講料の一部を助成することで、引き続き、会員の能力開発の支援を行います。

(4) 生活設計事業

各産業分野における人手不足に対応し、U・Iターンにより会員事業所に就職した場合に、引越し等に要した経費の一部を助成します。また、会員の人生設計に関する知識やスキル向上のために新たに「金融リテラシー講座」を開催します。

(5) 指定割引施設の拡充・周知のための事業

「指定割引施設」の拡充を図るとともに、割引施設情報については、ホームページに掲載して、最新の情報の周知に努めます。また、従来の「ガイドブック」については、事業の案内及び助成金等の内容を中心とした「事業案内」として再作成し、事業所単位に配布します。

(6) その他事業

ア DX化時代に向けて、スマートフォンやホームページを活用した会員への有益な最新情報を提供し、利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

イ 「共済会だより」は、合併号を増やすとともにオールカラーにする等内容の充実を図ります。

3 加入促進に関する事業

長期的な経営安定を目指し、新規会員獲得と既存会員の退会防止に一層努めます。

(1) 新規会員の加入促進

ア 共済会の認知度を高め、新規加入事業所を増やすため、幅広いマスメディアを活用して継続した広報・広告を行います。特に時代に即し、ユーチューブ広告を新たに実施します。

イ 会員等からの未加入事業所の紹介による加入推進強化を図り、入会時の事業所に対する特典サービスを継続して行うことで会員数の拡大に努めます。特に、8月から10月までを加入推進強化月間として取り組みます。

(2) 既存会員事業所等への働きかけ

既存会員事業所への情報提供を積極的に行い、事業所退会防止に努めます。

令和6年度 一般財団法人飯田勤労者共済会収支予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般会計

(単位：千円)

科 目 名 称	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	13	7	6	
基本財産利息収入	13	7	6	定期預金利息
会費収入	54,397	54,399	△ 2	
入会金収入	187	189	△ 2	
入会金収入	187	189	△ 2	936人×200円
会費収入	54,210	54,210	0	
会費収入	50,040	50,040	0	13,900人×300円×12か月
負担金収入	4,170	4,170	0	13,900人×300円
事業収入	8,997	8,018	979	
生活安定事業収入	110	128	△ 18	
住宅災害保険金収入	29	29	0	住宅災害保険金収入
還元金収入	81	99	△ 18	全労済協会事務手数料
健康維持増進事業収入	432	632	△ 200	
参加者負担金収入	32	32	0	ボウリング大会参加者負担金
補助事業収入	400	600	△ 200	ゴルフプリペイドカード
自己啓発等事業収入	8,455	7,258	1,197	
ふれあい事業負担金収入	586	501	85	酒蔵見学、美食ディナー、各種教室・体験等
補助事業収入	7,869	6,757	1,112	コンサート、人形劇、入浴チケット、各種カード等
補助金収入	12,643	12,676	△ 33	
補助金収入	12,643	12,676	△ 33	
地方公共団体補助金収入	12,643	12,676	△ 33	14,048人×900円（令和5年11月1日現在数）
雑収入	1,963	2,060	△ 97	
雑収入	1,963	2,060	△ 97	
利息収入	2	3	△ 1	預貯金利息
業務受託収入	1,862	1,969	△ 107	受付業務等受託料収入
雑収入	99	88	11	ろうきん等配当金 等
事業活動収入計	78,013	77,160	853	
2 事業活動支出				
事業費支出	64,950	63,175	1,775	
入場料支出	168	168	0	ゴルフコンペ、ボウリング大会
会費還付金支出	2	2	0	
旅費交通費支出	118	78	40	近隣ＳＣ訪問等
通信運搬費支出	1,360	1,378	△ 18	共済会だより、申請案内、ダイレクトメール等
消耗品費支出	5,016	4,879	137	各種カード、各大会賞品、参加賞等
印刷製本費支出	2,776	3,207	△ 431	共済会だより、事業案内等
広告宣伝費支出	860	711	149	新聞、市町村広報誌、週刊紙・ＹｏｕＴｕｂｅ 広告等
賃借料及び使用料支出	117	79	38	グラウンド・会場使用料
保険料支出	20	20	0	レクリエーション保険
住宅災害保険料支出	345	345	0	全福ネット慶弔共済保険掛金
共済給付金支出	31,092	30,448	644	地元定着促進就職祝金、結婚祝金、死亡見舞金、高齢者会員特別給付、住宅災害見舞金等
健康管理給付金支出	6,372	6,042	330	40・50・60歳到達者給付
諸謝金支出	887	798	89	教室・セミナー講師謝金、加入促進入会・紹介謝礼
手数料支出	65	95	△ 30	チラシ差込手数料
助成金支出	14,838	14,225	613	コンサート、人形劇、入浴チケット、丘のまちバル・自動車運転免許優良「ＳＧ」更新・人間ドック受診料・インフルエンザ予防接種・Ｕ・Ｉターン助成等
食糧費支出	614	500	114	酒蔵見学、美食ディナー等
委託費支出	300	200	100	たより封入業務委託

一般会計

(単位：千円)

科 目 名 称	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
管理費支出	26,348	26,712	△ 364	
給料手当支出	12,914	14,674	△ 1,760	職員5名
臨時雇賃金支出	72	10	62	
福利厚生費支出	2,442	2,542	△ 100	各種保険料等
退職共済掛金支出	600	600	0	職員5名
会議費支出	786	548	238	理事会、評議員会等
旅費交通費支出	572	485	87	出張旅費等
通信運搬費支出	2,060	1,828	232	会員管理システム通信料、郵送料、電話代等
消耗品費支出	1,032	922	110	事務消耗品、コピー用紙等
修繕費支出	713	713	0	車検、事務機器修繕等
印刷製本費支出	456	195	261	封筒、名刺等
燃料費支出	180	144	36	ガソリン代
賃借料及び使用料支出	571	474	97	コピーリース料、会議室使用料等
保険料支出	231	231	0	自動車保険等
諸謝金支出	1,111	1,066	45	税理士・司法書士報酬等
手数料支出	1,994	1,775	219	金融機関振込手数料、HP管理運営費等
理事長交際費支出	60	60	0	
役員退職慰労金支出	150	60	90	
租税公課支出	138	119	19	法人税、自動車税等
負担金支出	246	246	0	全福センター・県連協議会会費等
雑支出	20	20	0	
事業活動支出計	91,298	89,887	1,411	
事業活動収支差額	△ 13,285	△ 12,727	△ 558	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	1,000	0	1,000	
運営積立資産取崩収入	1,000	0	1,000	50周年記念事業積立に積替
投資活動収入計	1,000	0	1,000	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000	2,000	△ 1,000	
記念事業積立資産取得支出	1,000	0	1,000	50周年記念事業積立
運営積立資産取得支出	0	2,000	△ 2,000	
投資活動支出計	1,000	2,000	△ 1,000	
投資活動収支差額	0	△ 2,000	2,000	
III 予備費支出	700	700	0	
当期収支差額	△ 13,985	△ 15,427	1,442	
前期繰越収支差額	13,985	15,427	△ 1,442	
次期繰越収支差額	0	0	0	

議案第47号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 尾曾 善彦

議案第47号2

氏 名 お そ よ し ひ こ
 尾 曾 善 彦

生年月日 昭和29年 1 月15日

略 歴 昭和51年 4 月～平成26年 3 月

長野県教職員

この間、小学校長、中学校教頭及び中学校長並びに長野県教育委員会事務局指導主事及び主幹指導主事を歴任

平成27年 5 月～平成31年 3 月 飯田市教育委員会事務局教育支援指導主事

議案第48号

飯田市中央財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市中央財産区管理委員に選任したいから、飯田市中央財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第48号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 丸上 順三

飯田市内在住 井伊 徳廣

議案第49号

飯田市野底財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市野底財産区管理委員に選任したいから、飯田市野底財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第50号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 福澤 誠

議案第50号

飯田市東野財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市東野財産区管理委員に選任したいから、飯田市東野財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第51号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 中田 正明

飯田市内在住 井上 基

議案第51号

飯田市千代財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市千代財産区管理委員に選任したいから、飯田市千代財産区管理会条例（昭和39年飯田市条例第31号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 北澤 繁

飯田市内在住 藤本 勝己

飯田市内在住 金田 隆徳

議案第52号

飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市松尾地区財産区管理委員に選任したいから、飯田市松尾地区財産区管理条例（昭和59年飯田市条例第80号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 代田 和信

飯田市内在住 中川 久雄

飯田市内在住 小椋 寛

飯田市内在住 山下 克二

議案第53号

飯田市鼎財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市鼎財産区管理委員に選任したいから、飯田市鼎財産区管理会条例（昭和59年飯田市条例第81号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 戸崎 敬

飯田市内在住 須山 一博

飯田市内在住 関口 明

飯田市内在住 小木曾 学

議案第54号

飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に、「第314条の7第2号」を「第314条の7第1項第2号」に改め、同号イ中「第78条第3項」を「第78条第2項第4号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条本文の規定による改正後の飯田市税条例第34条の7第1項（第1号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第55号

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市児童発達支援センター条例（平成24年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童の日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うこと等」を「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと」に改める。

第5条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「に基づき」を「により」に改める。

第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項中「に基づき」を「により」に、「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険税条例（昭和32年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の飯田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第58号

飯田市野底山森林公園条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市野底山森林公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市野底山森林公園条例の一部を改正する条例（案）

飯田市野底山森林公園条例（平成25年飯田市条例第49号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項の表中

「

マレットゴルフ場	午前9時から午後5時まで
ログハウス	
姫宮憩いの家	
管理棟	

」

を

「

マレットゴルフ場	午前9時から午後5時まで
ログハウス	
管理棟	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第1条 飯田市農業集落排水処理施設条例（平成13年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第6条第4項後段中「第1項ただし書」を「、同項ただし書」に、「第3項」を「前項」に改める。

第7条第1項第1号ただし書中「第2条第2項に規定する一般ガス事業者」を「第2条第3項に規定するガス小売事業者」に改める。

第9条第5項中「前項の工事」を「前項の規定により是正」に、「当該工事」を「当該是正」に改める。

第17条第6号中「（昭和45年法律第138号）」を削る。

第18条第2項中「次条第1項」を「次条」に改め、「（次項において単に「納入通知書」という。）」を削り、同条第3項中「までに、」の次に「前項の」を加える。

第22条第1項中「前項」を「前条」に改める。

第31条中「すべて」を「全て」に、「必要かつ止むを得ない」を「必要であり、かつ、やむを得ない」に改める。

第39条第1項第3号中「第2条」を「第2条第1項」に、「事業」を「社会福祉事業」に改める。

附則第3項中「（この項において「使用者等」という。）」を削る。

別表第1中

「

柏原地区農業集落排水処理施設	飯田市上久堅の一部	飯田市虎岩1903番地 3
下殿岡地区農業集落排水処理施設	飯田市駄科、上殿岡、下殿岡及び三日市場の各一部	飯田市下殿岡1247番地 1

」

を

「

柏原地区農業集落排水処理施設	飯田市上久堅の一部	飯田市虎岩1903番地 3
----------------	-----------	---------------

」

に改める。

別表第 2 中

「

柏原地区農業集落排水処理施設	460,000円
下殿岡地区農業集落排水処理施設	450,000円

」

を

「

柏原地区農業集落排水処理施設	460,000円
----------------	----------

」

に改める。

(飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年飯田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中

248ヘクタール	4,560人
----------	--------

を

」

「

295ヘクタール	6,000人	に改める。
----------	--------	-------

」

別表第 2 中

「

農業集落排水事業 柏原地区	飯田市上久堅の一部	7ヘクタール	330人	89.1立方メートル
農業集落排水事業 下殿岡地区	飯田市駄科、上殿岡、下殿岡及び三日市場の各一部	38ヘクタール	1,730人	467.1立方メートル

」

を

「

農業集落排水事業 業柏原地区	飯田市上久堅の 一部	7ヘクタール	330人	89.1立方メートル
-------------------	---------------	--------	------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

議案第60号

飯田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市下水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

飯田市下水道条例（平成13年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「常時1人以上専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、長野県内における他の支店等について兼任することを妨げない。

第10条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第1項第2号中「前条第2項」を「前条第3項」に、「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の支店等の排水設備工事責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第2項第4号中「専属」を「選任」に改める。

第12条第1項第2号中「が常時1名以上専属」を「を選任」に改める。

第15条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第41条中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」を「令」に、「すべて」を「全て」に、「必要かつ止むを得ない」を「必要であり、かつ、やむを得ない」に改める。

第50条第1項第5号中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市美術博物館条例（昭和62年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第10条第1項第1号イ中「若しくは医療型児童発達支援」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

土地の取得について

リニア駅周辺整備に係る用地として、下記の土地を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 場所 飯田市上郷飯沼1341番1ほか58筆
- 2 面積 5,525.36平方メートル
- 3 取得予定価格 197,221,136円
- 4 契約の相手方 飯田市大久保町2534番地
飯田市土地開発公社
理事長 高田 修

議案第63号

財産の取得について

令和6年度河川自然災害防止事業として、下記の財産を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 財産の名称 排水ポンプ設備
- 2 取得予定価格 176,000,000円
- 3 契約相手方 飯田市羽場坂町2351番地9
株式会社久保田商会
代表取締役 井坪 保

令和6年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案

令和6年度飯田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,148,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,818,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,306,303	1,044,897	9,351,200
3,262,583	1,044,897	4,307,480
3,278,848	△1,959	3,276,889
964,876	△1,959	962,917
468,730	100	468,830
468,730	100	468,830
3,016,278	100	3,016,378
2,963,464	100	2,963,564
500,000	85,480	585,480
500,000	85,480	585,480
5,703,100	20,200	5,723,300
5,703,100	20,200	5,723,300
53,670,000	1,148,818	54,818,818

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
10 教育費	
	5 社会教育費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,081,425	664,029	7,745,454
6,172,533	664,029	6,836,562
17,071,506	236,749	17,308,255
7,891,500	222,879	8,114,379
8,183,468	13,870	8,197,338
5,580,506	246,040	5,826,546
4,343,096	246,040	4,589,136
6,118,856	2,000	6,120,856
1,907,685	2,000	1,909,685
53,670,000	1,148,818	54,818,818

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生土木施設補助災害復旧事業	千円 270,000
		公共土木施設災害関連事業	75,000

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事項	補正前の限度額	補正後の限度額
文書管理・電子決裁・財務会計システム構築事業	千円 338,516	千円 406,560

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
児童健全育成施設整備事業費	千円 34,500	千円 30,600
水道事業費	40,400	64,500
計	5,703,100	5,723,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,306,303	1,044,897	9,351,200
15 県支出金	3,278,848	△1,959	3,276,889
17 寄附金	468,730	100	468,830
18 繰入金	3,016,278	100	3,016,378
19 繰越金	500,000	85,480	585,480
21 市債	5,703,100	20,200	5,723,300
歳入合計	53,670,000	1,148,818	54,818,818

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,081,425	664,029	7,745,454
3 民生費	17,071,506	236,749	17,308,255
4 衛生費	5,580,506	246,040	5,826,546
10 教育費	6,118,856	2,000	6,120,856
歳 出 合 計	53,670,000	1,148,818	54,818,818

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,306,303	1,044,897	9,351,200
2 国庫補助金	3,262,583	1,044,897	4,307,480
2 総務費国庫補助金	752,567	878,983	1,631,550
3 民生費国庫補助金	597,797	16,514	614,311
4 衛生費国庫補助金	534,349	149,400	683,749
15 県支出金	3,278,848	△1,959	3,276,889
2 県補助金	964,876	△1,959	962,917
3 民生費県補助金	548,324	△1,959	546,365
17 寄附金	468,730	100	468,830
1 寄附金	468,730	100	468,830
3 民生費寄附金	0	100	100
18 繰入金	3,016,278	100	3,016,378
2 基金繰入金	2,963,464	100	2,963,564
1 基金繰入金	2,963,464	100	2,963,564
19 繰越金	500,000	85,480	585,480
1 繰越金	500,000	85,480	585,480
1 繰越金	500,000	85,480	585,480
21 市債	5,703,100	20,200	5,723,300
1 市債	5,703,100	20,200	5,723,300
3 民生債	475,700	△3,900	471,800
4 衛生債	224,100	24,100	248,200
歳 入 合 計	53,670,000	1,148,818	54,818,818

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 企画費補助金	878,983	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 878,983
26 公立認定こども園費補助金	2,500	保育対策総合支援事業補助金 2,500
28 地域子育て支援費補助金	14,014	子ども・子育て支援施設整備交付金 14,014
3 成人保健事業費補助金	149,400	感染症予防事業補助金 149,400
4 老人福祉費補助金	2,900	地域医療介護総合確保基金補助金 2,900
28 地域子育て支援費補助金	△4,859	社会福祉施設等整備事業補助金 △4,859
25 地域子育て支援費寄附金	100	地域子育て支援寄附金 100 (有) ツノダから 100
2 特定目的基金繰入金	100	ふるさと基金繰入金 100
1 純繰越金	85,480	純繰越金 85,480
27 児童健全育成施設整備事業債	△3,900	社会福祉施設整備事業債 △3,900
6 水道事業債	24,100	上水道事業債（一般会計出資債） 24,100

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,081,425	664,029	7,745,454	659,004			5,025
1 総務管理費	6,172,533	664,029	6,836,562	659,004			5,025
21 物価高騰対策事業費	0	659,004	659,004	659,004			0
				5,825			0
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		5,825	
				653,179			0
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		653,179	
22 災害支援費	0	5,025	5,025				5,025
							1,407
							3,618
3 民生費	17,071,506	236,749	17,308,255	234,534	△3,900	200	5,915
1 社会福祉費	7,891,500	222,879	8,114,379	222,879			0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	4,377	01人件費 5,825 03会計年度任用職員人件費 5,825
3 職員手当等	619	2 給料 4,377 給料（フルタイム） 4,377
4 共済費	829	3 職員手当等 619 通勤手当（フルタイム） 114
10 需用費	100	時間外勤務手当（フルタイム） 77 期末手当（パートタイム） 428
11 役務費	2,110	4 共済費 829 市町村共済負担金 337
12 委託料	51,669	社会保険料 492
18 負担金補助及び交付金	599,300	10調整給付金給付事業 653,179 01調整給付金給付事業 653,179
		10 需用費 100 消耗品費 100
		11 役務費 2,110 通信運搬費 10
		手数料 2,100
		12 委託料 51,669 情報処理業務委託料 2,965
		作業委託料 48,704
		18 負担金補助及び交付金 599,300 調整給付金 599,300
3 職員手当等	1,407	01人件費 1,407 01人件費 1,407
8 旅費	2,053	3 職員手当等 1,407 特殊勤務手当 303
10 需用費	1,389	時間外勤務手当 1,104
13 使用料及び賃借料	176	10災害支援費 3,618 01災害支援費 3,618
		8 旅費 2,053 普通旅費 2,053
		10 需用費 1,389 消耗品費 1,124
		燃料費 265
		13 使用料及び賃借料 176 自動車借上料 176

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1	4 老人福祉費	2,515,598	2,900	2,518,498	2,900			0
						2,900			0
						(県)地域医療介護総合確保基金補助金			2,900
		14 物価高騰対策事業費	0	219,979	219,979	219,979			0
						1,836			0
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			1,836
						202,766			0
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			202,766
						15,377			0
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			15,377

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	2,900	10老人福祉一般経費 2,900 21地域医療介護総合確保基金補助事業費 2,900 18 負担金補助及び交付金 2,900 施設開設準備経費補助金 900 介護保険施設整備事業補助金 2,000
1 報酬	1,630	01人件費 1,836 03会計年度任用職員人件費 1,836 1 報酬 1,630 報酬（パートタイム） 1,630
3 職員手当等	26	3 職員手当等 26 時間外勤務手当 26
4 共済費	125	4 共済費 125 市町村共済負担金 50
8 旅費	55	8 旅費 55 社会保険料 75
10 需用費	565	8 旅費 55 費用弁償（パートタイム） 55
11 役務費	978	
12 委託料	1,408	10低所得者支援給付金給付事業費（低所得者世帯分） 202,766 01低所得者支援給付金給付事業費（低所得者世帯分） 202,766
13 使用料及び賃借料	192	10 需用費 437 消耗品費 300 印刷製本費 137
18 負担金補助及び交付金	215,000	11 役務費 841 通信運搬費 611 手数料 230 12 委託料 1,408 システム改修業務委託料 600 受付業務委託料 308 通知印刷封入業務委託料 500 13 使用料及び賃借料 80 事務用機器借上料 35 駐車場使用料 45 18 負担金補助及び交付金 200,000 低所得者支援給付金 200,000 11低所得者支援給付金給付事業費（こども加算分） 15,377 01低所得者支援給付金給付事業費（こども加算分） 15,377 10 需用費 128 消耗品費 100 印刷製本費 28 11 役務費 137 通信運搬費 94 手数料 43 13 使用料及び賃借料 112 事務用機器借上料 40 駐車場使用料 72 18 負担金補助及び交付金 15,000 低所得者支援給付金 15,000

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	2	児童福祉費	8,183,468	13,870	8,197,338	11,655	△3,900	200	5,915
		6 公立認定こども園費	1,346,322	9,372	1,355,694	2,500			6,872
						2,500			6,872
						(国)保育対策総合支援事業補助金			2,500
		7 児童健全育成費	281,613	4,298	285,911	9,155	△3,900		△957
						9,155	△3,900		△957
						(国)子ども・子育て支援施設整備交付金			14,014
						(県)社会福祉施設等整備事業補助金			△4,859
						(市)社会福祉施設整備事業債			△3,900
		8 地域子育て支援費	64,765	200	64,965			200	0
								200	0
						(寄)地域子育て支援寄附金			100
						(繰)ふるさと基金繰入金			100
4	衛生費		5,580,506	246,040	5,826,546	149,400	24,100		72,540
		1 保健衛生費	4,343,096	246,040	4,589,136	149,400	24,100		72,540
						149,400			72,540
						149,400			72,540
						(国)感染症予防事業補助金			149,400
		6 水道費	322,799	24,100	346,899		24,100		0
							24,100		0
						(市)上水道事業債（一般会計出資債）			24,100
10	教育費		6,118,856	2,000	6,120,856				2,000
		5 社会教育費	1,907,685	2,000	1,909,685				2,000
									2,000
									2,000
		3 文化財保護費	296,998	2,000	298,998				

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	9,372	20病児保育事業 9,372 01病児保育事業費 9,372 12 委託料 9,372 システム保守業務委託料 9,372
18 負担金補助及び交付金	4,298	11児童館・児童センター・児童クラブ運営費 4,298 03児童館・児童センター・児童クラブ運営費 4,298 18 負担金補助及び交付金 4,298 子ども・子育て支援整備交付金 4,298
17 備品購入費	200	11地域子育て支援事業費 200 12こども家庭支援施設整備事業費 200 17 備品購入費 200 事業用備品購入費 200
12 委託料	221,940	14高齢者予防接種事業費 221,940 01予防接種事業費 221,940 12 委託料 221,940 予防接種委託料 221,940
23 投資及び出資金	24,100	10水道費 24,100 01水道費 24,100 23 投資及び出資金 24,100 出資金 24,100
18 負担金補助及び交付金	2,000	10文化財保護費 2,000 03文化財保護事業補助金 2,000 18 負担金補助及び交付金 2,000 文化財保護事業補助金 2,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

附表 1

補正予算給与費明細書

2 一 般 職

(1) 総 括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	753	2,763,335	1,947,064	4,710,399	935,835	5,646,234
補正前	753	2,763,335	1,945,657	4,708,992	935,835	5,644,827
比 較	0	0	1,407	1,407	0	1,407

職員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当	時間外勤務 手 当
	補正後	2,013	315,670
	補正前	1,710	314,566
	比 較	303	1,104

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	1,407	令和6年能登半島地震に伴う被災地支援の派遣職員に係る手当の増額	1,407	(6) 特殊勤務手当 303	給与条例第19条
				(7) 時間外勤務手当 1,104	給与条例第20条

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	135 (755)	1,309,394	245,574	255,094	1,810,062	290,120	2,100,182
補正前	132 (754)	1,307,764	241,197	254,449	1,803,410	289,166	2,092,576
比 較	3 (1)	1,630	4,377	645	6,652	954	7,606

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当	期末手当
	補正後	6,044	14,169	215,642
	補正前	5,930	14,066	215,214
	比 較	114	103	428

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,377	物価高騰対 策事業に係 る増額	4,377	フルタイム会計年度任用職員分	
職 員 手 当	645	物価高騰対 策事業に係 る増額	645	(2) 通勤手当 114 (4) 時間外勤務手当 103 (8) 期末手当 428	会計年度任用職員給与条例第8条 会計年度任用職員給与条例第10条 会計年度任用職員給与条例第26条

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

キ 特殊勤務手当

区 分	代 表 的 な 職 種			
	一般行政職	技能労務職	看護・保健職	医療技術職
給料総額に対する比率	0.04%	0.00%	0.01%	0.00%
支給対象職員の比率 (令和6年4月1日現在)	8.80%	0.00%	0.00%	0.00%
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当、用地交 渉手当ほか	—	緊急出勤手当	—

附表 2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和 6 年度以降

事 項		限 度 額	令和 6 年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	文書管理・電子決裁・財務会計 システム構築事業	千円 338,516	年度 6～12	千円 338,516
補正後		406,560	6～12	406,560

についての令和5年度末までの支出額
 の支出予定額等に関する調書補正

左の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			338,516
			406,560

附表 3

地 方 債 の 令 和 4 年 度 末 に お
令 和 6 年 度 末 に お け る 現 在

区 分	令 和 5 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 6 年 度 中 増 減	
		令 和 6 年 度 中 起 債	
		補正前の額	補 正 額
	千円	千円	千円
1. 普 通 債	21,092,106	5,422,000	20,200
(2) 民 生	1,406,659	475,700	△ 3,900
(3) 衛 生	840,736	224,100	24,100
合 計	39,915,507	5,703,100	20,200

ける現在高並びに令和５年度末及び
高の見込みに関する調書補正

見込額	令和６年度末現在高見込額		
見込額			
補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円	千円
5,442,200	23,569,648	20,200	23,589,848
471,800	1,683,923	△ 3,900	1,680,023
248,200	1,035,876	24,100	1,059,976
5,723,300	40,890,752	20,200	40,910,952

令和6年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

令和6年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,421,345千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月21日提出

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正
事業勘定
歳 入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	7,545	7,545
0	7,545	7,545
8,413,800	7,545	8,421,345

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
126,966	7,545	134,511
112,148	7,545	119,693
8,413,800	7,545	8,421,345

事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	7,545	7,545
歳入合計	8,413,800	7,545	8,421,345

(歳出)

[illegible]

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7,545			0
7,545			0

事業勘定

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	7,545	7,545
2 国庫補助金	0	7,545	7,545
2 制度関係業務準備事業費補助金	0	7,545	7,545
歳 入 合 計	8,413,800	7,545	8,421,345

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 制度関係業務準備事業費補助金	7,545	制度関係業務準備事業費補助金 7,545

事業勘定
3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	126,966	7,545	134,511	7,545			0
1 総務管理費	112,148	7,545	119,693	7,545			0
1 一般管理費	108,705	7,545	116,250	7,545			0
				7,545			0
				(国)制度関係業務準備事業費補助金			7,545
歳 出 合 計				7,545			0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	3,172	10一般管理費 7,545 01一般管理費 7,545
12 委託料	4,373	11 役務費 3,172 通信運搬費 3,172 12 委託料 4,373 電算処理・保守業務等委託料 4,373

令和 6 年度飯田市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

第 1 条 令和 6 年度飯田市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,028,300千円」を「1,004,200千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「148,162千円」を「148,889千円」に、減債積立金「97,518千円」を「72,691千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業資本的収入	1,186,200千円	24,100千円	1,210,300千円
第 5 項 出資金	165,717千円	24,100千円	189,817千円
第 2 款 簡易水道事業資本的収入	115,200千円	8,000千円	123,200千円
第 1 項 企業債	100,000千円	8,000千円	108,000千円
	支	出	
第 2 款 簡易水道事業資本的支出	142,500千円	8,000千円	150,500千円
第 1 項 建設改良費	105,022千円	8,000千円	113,022千円

第 3 条 予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
簡易水道事業	100,000千円	8,000千円	108,000千円
(下栗浄水場更新事業)		(0)	(100,000)
(南信濃大島地区管路布設替事業)		(8,000)	(8,000)

令和 6 年 5 月 21 日提出

飯田市長 佐 藤 健

令和6年度 飯田市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本的收入		1,186,200	24,100	1,210,300	
	05	出資金	165,717	24,100	189,817	
		01 出資金	165,717	24,100	189,817	
02	簡易水道事業資本的收入		115,200	8,000	123,200	
	01	企業債	100,000	8,000	108,000	
		01 企業債	100,000	8,000	108,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
02	簡易水道事業資本の支出		142,500	8,000	150,500	
	01	建設改良費	105,022	8,000	113,022	
		02 改良費	3,980	8,000	11,980	

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
未収金の増減	13,885	△ 727	13,158
小計	1,053,046	△ 727	1,052,319
営業活動によるキャッシュ・フロー	962,561	△ 727	961,834
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,673,614	△ 7,273	△ 1,680,887
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,566,214	△ 7,273	△ 1,573,487
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行	1,016,800	8,000	1,024,800
他会計からの出資による収入	180,868	24,100	204,968
財務活動によるキャッシュ・フロー	649,551	32,100	681,651
資金増減額	45,898	24,100	69,998
資金期末残高	1,477,959	24,100	1,502,059